

事務事業分析シート（平成30年度）										No1	
事務事業コード		08-06-01			戦略プラン		☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名		国民健康保険運営協議会事務			部課名		福祉部国保年金課		課長名		八木 徹雄
					担当者名		原田		内線		2372
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（30年度）		01-01-01			国民健康保険運営協議会費						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）				☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度		☒ 昭和 ☐ 平成		34 年度		根拠		国民健康保険法			
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度		法令等		荒川区国民健康保険条例			
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画	☒ 非計画
行政評価 事業体系		分野		I		生涯健康都市					
		政策		01		生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
		施策		04		健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的		国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法第11条により「国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。」ため設置すると規定されている。本会の運営に当たっては、本会を構成する各々の委員の意見が尊重され、広く民意が反映されるとともに、同法の趣旨に沿った十分な審議が可能とされる協議会の運営を目指す。									
対象者等		・被保険者代表委員、保険医等代表委員、公益代表委員 各 6人 ・被用者保険等保険者代表委員 3人 計 21人 ※国民健康保険法施行令第3条及び荒川区国民健康保険条例第2条による定数。									
内容		本会が所掌する事項は、荒川区国民健康保険運営協議会規則第2条により、「協議会は、区長の諮問に応じて、次の事項を審議する。」と規定されている。 (1) 医療の給付の充実及び改善に関すること。 (2) 保健事業に関すること。 (3) 区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事業。									
経過		1 昭和34年12月 国民健康保険と同時に設置 2 昭和61年 4月 被用者保険代表委員3名加入									
必要性		国民健康保険法により設置が義務づけられている。									
実施方法		☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤 ☒ 非常勤 ☐ 臨時職員） 会長が各代表委員を招集（定数の1/2以上の出席、かつ、被保険者代表委員、保険医等代表委員及び公益代表委員のそれぞれ1人以上の出席で開催可）。議事は、出席者の過半数で決する。									
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明		
				27年度	28年度	29年度	30年度 見込み	目標値 (38年度)			
	①	諮問事項承認率（％）			100	100	100	100	100	諮問事項承認数／諮問事項数	
	②	委員出席率（％）			90	90	90	100	100	出席委員数／委員定数	
③											
事務事業の分類				分類についての説明・意見等							
30年度		31年度									
推進		推進		複雑化する医療保険制度について、引き続き各界・各層からの幅広い意見を聴く必要がある。							

(単位：千円)

行政費用では給与関係費が多くなっている。

問是

施

事務事業分析シート（平成30年度）										No1	
事務事業コード		08-06-02			戦略プラン		☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名		趣旨普及費			部課名		福祉部国保年金課		課長名		八木
					担当者名		曾我		内線		2371
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（30年度）		01-01-01		趣旨普及費							
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）				☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度		☒ 昭和 ☐ 平成		34 年度		根拠					
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度		法令等					
実施基準		☐ 法令基準内		☐ 都基準内		☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画	☒ 非計画
行政評価 事業体系		分野		I		生涯健康都市					
		政策		01		生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
		施策		04		健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的		国民健康保険制度のしくみ、給付内容、諸手続き等を被保険者に周知するとともに、国民健康保険財政の現状等を区民全般に伝えることにより、国民健康保険事業に対する理解と協力を得る。									
対象者等		区民全般									
内容		1 国保だよりの発行（平成29年度） （1）配布枚数 48,000部 （2）配布時期 6月 （3）配布方法 6月に発送する納入通知書に同封及び各区民事務所窓口等で配布する。 2 あらかわ区報による周知（随時） 3 リーフレット等の配布 （1）国保制度PR用リーフレット「くらしのみかた 国保ガイドブック」 （2）その他必要に応じて庁内印刷で発行 4 ポスター等の掲示									
経過		1 昭和34年国民健康保険発足 2 国民健康保険が地域住民総合扶助の制度であることを、さまざまな方法により周知 3 平成16年度から、国民健康保険料賦課算定を1回とすることに伴い、国保だよりの発行回数（年3回）を必要に応じ発行に変更									
必要性		被保険者に対し、制度のしくみや国民健康保険の財政状況などの情報を提供することは保険者の責務である。また、被保険者及び区民全般の理解と協力を得るために、国民健康保険事業の趣旨を広く普及することは必要不可欠である。									
実施方法		（ ☒ 1直営）（直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員）									
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明		
				27年度	28年度	29年度	30年度 見込み	目標値 (38年度)			
	①	あらかわ区報掲載実績(件)	63	60	60	60	60	掲載記事の件数（年間）			
	②										
③											
事務事業の分類				分類についての説明・意見等							
30年度		31年度									
推進		推進		広報内容を充実し、効果的な方法により周知を図る。							

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用では物件費が多くなっている。内訳としては国保だより印刷費に425千円、国保ガイドブック印刷費に321千円かかっている。

○制度改正が頻繁に行われ、給付の取り扱いなどが複雑化しているが、被保険者等に周知する方法が限定されている。

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、国保だよりやリーフレット、区報、ホームページ等を活用し、国保制度等についての周知を行う。	窓口でのリーフレットの配付や、国保だより・区報・ホームページ等を通じて、国保制度等について周知を行った。	引き続き、国保だよりや区報、ホームページ等を通じて、国保制度等について周知を行う。
②			
③			

其他	(实施 22 区 未实施 0 区 不明 0 区)
----	----------------------------

実況の区

議 会 質 問 状 況 (要旨)	
------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-06-03		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	国民健康保険団体連合会負担金支		部課名	福祉部国保年金課		課長名	八木	
	出事務		担当者名	芝戸		内線	2371	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（30年度）	01-01-01		国民健康保険団体連合会負担金					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度） ☐ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業							
開始年度	☒ 昭和 ☐ 平成		34 年度	根拠	国民健康保険法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		年度	法令等	東京都国民健康保険団体連合会会員負担金規定			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	本事務は、国民健康法第83条に基づき、東京都内の保険者（区市町村・国民健康保険組合）が共同して目的を達成するため、東京都知事の認可を受け設立された東京都国民健康保険団体連合会（公法人）に運営経費を支出するものである。							
対象者等	東京都国民健康保険団体連合会は、東京都において国民健康保険事業を行う特別区（23区）、市町村（39市町村）、国民健康保険組合（22組合）の84保険者によって構成されている。							
内容	1 東京都区域内の保険者は、共同して事務処理を行うため東京都国民健康保険団体連合会を設立し、診療報酬請求明細書の審査・支払の委託等を行っており、その連合会運営経費を負担金として支出している。また、構成員からの負担金及び審査支払の手数料のほか、国庫補助金及び東京都費補助金などで運営されている。 2 負担金 （1）被保険者割額 単価（連合会総会で議決した被保険者1人当りの額）×当該年度各月末現在被保険者数年平均 （2）事務費割額 事務費割の基本数値×率（連合会総会で議決した率） 3 平成23年9月から「国保総合システム」を導入、稼働している。なお、導入にあたって必要なシステム機器等の運用保守経費について、各保険者が分担金を支出したが、調整交付金（国庫補助金）で全額交付された。（平成22年度 10,752,000円 平成23年度 3,718,000円）							
経過	昭和34年1月 東京都国民健康保険団体連合会設立（負担金及び手数料のほか、国庫・都補助金等で運営）							
必要性	各保険者が共有する事務処理を一括して委託することにより、スケールメリットがある。							
実施方法	（ ☐ 直営 ☐ ）（直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 負担金の支払は、東京都国民健康保険団体連合会の請求に基づき、4期に分けて支出。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度 見込み	目標値 (38年度)	
	①	荒川区の被保険者1人あたりの負担額(円)	58.29	38.56	35.73	39.41	57.80	荒川区の負担金総額÷荒川区の被保険者数
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
30年度	31年度							
継続	継続	法定事業であり、現状のまま継続する。						

[illegible]

備考	行政費用では補助費等が多くなっている。内訳としては国民健康保険団体連合会負担金に2,202千円かかっている。
問題点・課題	-

問題点・課題の改善策			
	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	-	-	-
②			
③			
他 施 区 の 実 況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 被保険者数、事務費割の基本数値によって、納める負担金額が各保険者により異なる。		
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）			

事務事業分析シート（平成30年度）										No1	
事務事業コード		08-06-04			戦略プラン		☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名		国民健康保険事業特別会計の拠出金及び納付金、その他諸支出金			部課名		福祉部国保年金課		課長名		八木
					担当者名		芝戸		内線		2372
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-01-01		一般被保険者医療給付分							
		01-01-01		退職被保険者等医療給付費分							
		01-01-01		一般被保険者後期高齢者支援金等分							
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業				
開始年度		☒ 昭和 ☐ 平成		58 年度		根拠		国民健康保険法、老人保健法、国民健康保険高			
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度		法令等		額医療費共同事業実施要綱 ほか			
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画	☒ 非計画
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市					
		政策		01		生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
		施策		04		健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的		国民健康保険事業特別会計における国民健康保険事業費納付金、その他諸支出金に関する事務									
対象者等		社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険第2号被保険者・各保険者・東京都国民健康保険団体連合会・国及び都									
内容		1 社会保険診療報酬支払基金に対して納付する拠出金等 老人保健医療費及び事務費拠出金、介護納付金、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金 2 国民健康保険団体連合会に対して納付する拠出金 高額医療費共同事業医療費拠出金、保険財政共同安定化事業医療費拠出金、共同事業拠出金 3 その他諸支出金 保険料過誤納還付金（出納整理期間を経過した過誤納金の返還金）、国・都支出金返還金（負担金・都補助金の精算による返還金）、一般会計繰出金（国保特別会計で負担すべき経費を一般会計で負担している場合、一般会計へ繰出すもの） 4 東京都に対して納付する納付金等 国民健康保険事業費納付金（国保制度改革に伴い平成30年度4月から納付）									
経過		1 老人保健医療費拠出金 昭和58年2月老人保健制度創設、医療費拠出金及び事務費拠出金開始、平成11年3月介護保険制度の施行に伴い、老人保健事業拠出金（老人保健施設整備事業に要する費用）廃止 2 介護納付金 平成9年12月介護保険法公布、平成12年4月介護第2号被保険者保険料賦課・収納を開始 3 後期高齢者支援金 平成20年4月後期高齢者支援金開始 4 高額医療費共同事業医療費拠出金 平成12年4月高額医療費共同事業医療費拠出金開始 5 保険財政共同安定化事業医療費拠出金 平成18年4月保険財政共同安定化事業拠出金開始 6 共同事業拠出金 昭和59年4月共同事業拠出金開始 7 国民健康保険事業費納付金 平成30年4月事業費納付金納付開始									
必要性		負担することとなる費用について、各保険者が納付金という形で負担する。									
実施方法		☐ （1直営） ☐ （直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 関係法令等に基づく社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会の請求等により、支出する。									
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明		
				27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)			
	①	国民健康保険事業費納付金1人当たり負担額(円)	0	0	0	133,444		当該年度納付金(介護分除く)÷被保険者総数(年度平均)			
	②	介護納付金1人当たり負担額(円)	62,764	57,522	59,352	0		当該年度介護納付金÷第2号被保険者数(年度平均)			
③	後期高齢者支援金1人当たり負担額(円)	54,649	51,774	53,763	0		当該年度後期高齢者支援金金額÷被保険者総数(年度平均)				
事務事業の分類				分類についての説明・意見等							
30年度		31年度									
継続		継続		法定事業であり、現状のまま継続する。							

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		08-06-05			戦略プラン		☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名		保健事業費			部課名		福祉部国保年金課		課長名	
					担当者名		曾我、井口		内線	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-01-01			保養施設事業費					
		01-03-01			保健事業費					
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度		☒ 昭和 ☐ 平成			59 年度		根拠		国民健康保険法、東京都国民健康保険団体連合	
終期設定		☐ 有 ☒ 無			年度		法令等		会拠出金規則及び共同処理要綱	
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画		☒ 非計画	
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市				
		政策		01		生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
		施策		04		健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的		保健事業の実施を通じて被保険者の健康の保持増進を図ることにより、医療費の増加を抑制し、国民健康保険財政の健全化を図る。								
対象者等		被保険者								
内容		1 保養施設の開設 被保険者は、一般より安価で関東近県の宿泊施設（29年度：5施設）を利用できる。 2 温浴施設 被保険者は、日帰りで行くことのできる温泉（温浴）施設（29年度：4施設）を通常より安価で利用できる。 3 医療費分析を踏まえた糖尿病重症化予防等 糖尿病・糖尿病性腎症の重症化予防の指導等を行う。								
経過		1 昭和35年4月 保険事業開始 2 平成元年7月 国民健康保険施行30周年を記念し、海の家（宿泊施設）開始（平成24年度をもって事業廃止） 3 平成 8年7月 山の家（群馬県、平成16年度をもって事業廃止）、海の家（日帰り施設）開始（平成14年度をもって事業廃止） 4 平成24年2月 温浴施設（日帰り）と割引契約 5 平成27年7月 新たな宿泊施設と契約（かんぼの宿、お宿ねっと） 6 平成27年4月糖尿病重症化予防事業等について医療費適正化対策事業より組み換え								
必要性		国民健康保険法第82条において「保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。」とされている。								
実施方法		☐ （1直営） ☐ （直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 1 保養施設の開設・・・年度当初に、宿泊施設と指定契約を締結する。（利用の受付は宿泊施設） 2 温浴施設・・・・・・年度当初に、温浴施設と指定契約を締結する。								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)				
	① 保養施設利用者（人）	59	60	71	60	60				
	② 温浴施設利用者（人）	510	384	366	550	550	東京染井温泉Sakuraの利用実績			
③ 糖尿病重症化プログラム（人）	14	16	23	50	50	糖尿病重症化予防プログラム完了者				
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度		31年度								
継続		継続		被保険者の健康の保持増進のため、必要な事業を行う。						

(単位：千円)

行政コスト計算書

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

施
状
況

況（要旨）

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		08-06-06			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		脳ドック受診助成事業			部課名		福祉部国保年金課		課長名	八木
					担当者名		曾我		内線	2371
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（30年度）		01-02-01		脳ドック受診助成事業						
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）				☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業		
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成		23 年度		根拠		国民健康保険法、荒川区国民健康保険条例、荒		
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度		法令等		川区脳ドック受診助成事業補助金要綱		
実施基準		☐ 法令基準内		☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価 事業体系		分野		I		生涯健康都市				
		政策		01		生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
		施策		04		健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的		脳卒中など脳の疾患は、自覚症状がなく、突然、発症するケースが多く、一度、発症すると重度の後遺症や死亡に至る深刻な結果を引き起こす。そこで、保健事業の一環として被保険者の健康の増進のため、脳ドック受診に係る経費を補助する。								
対象者等		・ 40歳以上の国民健康保険の被保険者 ・ 現年度から前々年度まで保険料を完納している世帯の被保険者								
内容		・ 脳ドック受診費用の1/2額とし、2万円を限度とする。 ・ 2か年を連続して助成を受けることはできない。								
経過		・ 平成23年7月1日から事業開始。								
必要性		・ 年々増加する医療費を抑制するため、脳疾患の早期発見、予防を図るにあたり、脳ドックの受診に関わる経費を助成することで、受診を促進させる必要がある。								
実施方法		☐ 1直営 ☐ 直営の場合 ☒ 常勤 ☒ 非常勤 ☐ 臨時職員 申請受付→審査→助成決定→受診を証明する書類受理→審査→助成								
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移				指標に関する説明		
				27年度	28年度	29年度	30年度 見込み			目標値 (38年度)
	①	脳ドック受診助成者数(人)	70	84	93	130	150			
	②									
③										
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
30年度		31年度								
推進		推進		被保険者の健康増進のため、保健事業を推進する。						

(単位：千円)備考

行政費用では補助費等が多くなっている。内訳としては脳ドック受診助成費に1,495千円かかっている。

問題

問題点・課題の改善策

施

(実施	0	区	未実施	22	区	不明	0	区)
-----	---	---	-----	----	---	----	---	----

人間ドックについては、千代田区、台東区、26年度からは品川区で実施しているが、脳ドックの受診助成をする区はない。健康保険組合、共済組合等では、同種の事業を実施している保険者が多い。

況 (要 旨) 議 會 質 問 状	・平成18年度11月会議「脳ドックの助成をすべき」 ・平成20年度11月会議「脳ドックの助成をすべき」 ・平成22年度11月会議「脳ドック検診を積極的に検討すべき」 ・平成28年度6月会議「脳ドックについて、更なる周知を図るべき」
--	--

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-06-07		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	特定健診・特定保健指導事業		部課名	福祉部国保年金課		課長名	八木	
			担当者名	芝戸		内線	2371	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-01-01	特定健診・保健指導システム運用管理費						
	01-01-01	特定健康診査事業費						
	01-01-01	特定保健指導事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業		
開始年度	☐ 昭和 ☒ 平成	20	年度	根拠	高齢者の医療の確保に関する法律			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内	☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☒ 計画	☐ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導を実施することにより、健康寿命の延伸と早世の減少の実現を図り、だれもが健康で安心して暮らせる社会の形成を目指す。							
対象者等	40～74歳の国保加入者 ※当該年度の7月1日～3月31日の間に75歳となる国保加入者については、「国民健康保険健康診査」として実施（特定健診と同内容）							
内容	1 特定健診の実施（30年度：7月1日・日～11月30日・金） 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者とその予備群の早期発見に着目した特定健診を実施する。 ・対象者に受診券を郵送（6月下旬）→対象者は区内の健診実施医療機関で、受診券と保険証を提示して受診する。 2 特定保健指導の実施（9月上旬～） 特定健診の受診結果から、保健指導対象者を選定し、健康状況に応じて「動機付け支援」「積極的支援」に階層化した特定保健指導を実施する。 ・対象者に利用券を郵送（受診後2か月程度後）→区が委託する保健指導機関に利用予約のうえ、利用券と保険証を提示して利用する。							
経過	・平成20年3月 荒川区特定健康診査等実施計画（第1期、20～24年度）の策定 ・平成22年度から健診実施期間を1か月延長（7月～10月実施 ⇒ 7月～11月実施） ・平成23年度から連続未受診者に勧奨ハガキの送付を開始 ・平成25年3月 荒川区特定健康診査等実施計画（第2期、25～29年度）の策定 ・平成26年度から、過去2年連続未受診者への受診勧奨ハガキの送付に加え、受診の結果、判定値を超えているにも関わらず、その後医療機関を受診していない者に対して「医療機関受診勧奨通知」を送付 ・平成30年3月 荒川区特定健康診査等実施計画（第3期、30～35年度）の策定							
必要性	平成20年に「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、各医療保険者に40歳から74歳の被保険者を対象とした、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられた。							
実施方法	（3委託）（直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 1 特定健診・・・業務委託（荒川区医師会） 2 特定保健指導・・・業務委託（プロポーザルにて業者選定）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）	
	①	特定健診受診率（％） ※29年度は速報値	45.2	44.6	42.6	45.0	60.0	受診者数/対象者数（29年度は第2期実施計画目標値）
	②	特定保健指導実施率（％） ※29年度は速報値	9.3	10.3	11.8	20.0	60.0	実施者数/対象者数（29年度は第2期実施計画目標値）
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
30年度	31年度							
重点的に推進	重点的に推進	健康部との連携を強化し、荒川区特定健康診査等実施計画（第3期）に掲げた目標に向け取り組む。						

(単位：千円)

行政コスト計算書

行政費用では物件費が多くなっている。内訳としては特定健診等委託に234,317千円、特定保健指導委託に3,496千円かかっている。

問題点・課題

○国が定める「特定健康診査及び特定保健指導の適正かつ有効な実施を図るための基本的な指針」における、市町村国保の30年度における目標値（45%以上）を目指す、計画最終年度である35年度の目標値（60%）は極めて高い。

○特定健診の受診率は40%台前半から半ばへと緩やかに上昇している。一方で40歳代、50歳代の受診率が低水準のまま推移している。

問題点・課題の改善策

①

他区の実
施状況

・平成18年度6月会議「健康づくりを予防重視で全庁的に取り組むべき」

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-06-08		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	賦課事務費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	八木	
			担当者名	遠嶋		内線	2374	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（30年度）		01-04-01	賦課事務費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	☒ 昭和 ☐ 平成	34 年度	根拠	国民健康保険法				
終期設定	☐ 有 ☒ 無	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例				
実施基準	☒ 法令基準内	☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	国民健康保険加入者への医療給付等に充当する財源を確保するため、保険料を賦課する。保険料率は国保加入者の人数や賦課の元となる所得額を勘案して保険者ごとに算定する。							
対象者等	荒川区の区域内に住所を有するすべての者。ただし、次の者は除く。 (1) 職場の健康保険に加入している被保険者及びその被扶養者 (2) 生活保護受給者 (3) 後期高齢者医療制度に加入している被保険者							
内容	1 被保険者の資格取得・喪失 国民健康保険の資格取得・喪失は、出生・死亡、転出・転入、被用者保険等他保険の離脱・加入等の発生により生じる。世帯主は届出義務があり、事実の発生から14日以内に定められている。 2 保険料の賦課 保険料は旧ただし書き所得に応じた所得割額に1人当たり定額の均等割額を合算して算出する。 3 被保険者証の交付 被保険者証は、被保険者の資格取得を示す証明書であると共に、療養給付を受けるとき医療機関に提出する医療券である。 被保険者証は一人1枚のカード型になり、2年に一度の更新を行う。 4 保険料納入通知書の発行及び転入者に対する税照会 5 資格の適用適正化調査（退職医療制度該当者、被用者保険加入者等の調査）及び広報活動							
経過	昭和34年12月 特別区において国民健康保険発足（世帯主7割・家族5割給付） 昭和41年 4月 保険料所得割額の賦課基準を区民税額から住民税額に変更 昭和48年 1月 外国人登録の国民健康保険適用 昭和59年10月 退職者医療制度発足 平成12年 4月 都区制度改革に伴い特別区国民健康保険調整条例廃止、23区統一保険料方式開始 平成15年 4月 被保険者証カード型変更（一人一枚） 平成16年 4月 保険料賦課の一回化（4月・7月⇒6月） 平成20年 4月 後期高齢者医療制度発足・退職者医療制度の廃止（平成26年度まで経過措置有） 平成20年10月 保険料の特別徴収実施（口座振替との選択制有） 平成23年 4月 保険料所得割額の賦課基準を住民税額から旧ただし書き所得に変更 平成30年 4月 国民健康保険制度改革（都道府県も保険者になり、資格管理も都道府県単位に）							
必要性	国民健康保険法第76条において、「保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主または組合員から保険料を徴収しなければならない。」と規定されている。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤 ☒ 非常勤 ☐ 臨時職員） 平成30年の制度改革により、各保険者ごとに保険料を算定できるようになったため、23区はこれまでの統一保険料方式を原則としつつ各保険者独自の料率算定により実施（20区で統一）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度 見込み	目標値 (38年度)	
	① 被保険者証再交付数(枚)	1,544	1,230	1,321	1,300	1,300	一般・退職被保険者証再交付数	
	② 保険料納入通知書交付数(通)	56,907	52,180	49,350	50,000	53,000	当初賦課及び住民税更正に伴う保険料の変更通知の交付	
③ 保険料軽減世帯数(世帯)	22,842	23,115	18,770	16,683	16,170	7割・5割・2割軽減世帯		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
30年度	31年度							
推進	推進		資格賦課事務は国保すべての基礎となる業務であり、厳格かつ適正な執行が求められる。					

(単位：千円)行政コスト計算書

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

①

②

③

他区の寒
施状況

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-06-09		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	高額療養費・出産費支払費用貸付事業費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	八木	
			担当者名	金木・堀口		内線	2382	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-06-01	高額療養費・出産費貸付事業費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	☒ 昭和 ☐ 平成	53 年度	根拠	荒川区高額療養費支払費用貸付条例				
終期設定	☐ 有 ☒ 無	年度	法令等	国民健康保険出産費費資金貸付条例				
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	・被保険者が傷病のため高額な医療費を必要とするときに、その費用を貸付けることにより、生活の安定を図る。 ・国民健康保険加入世帯を対象に出産費用を支払うための資金を貸し付けることにより、生活の安定と福祉の増進を図る。							
対象者等	被保険者(世帯主) ※ただし、後期高齢者医療制度該当者は除く							
内容	【高額療養費】 (1) 限度額:高額療養費相当額の90%（診療報酬が減点されやすい、頭・心臓・救急医療の場合は80%） (2) 申請及び貸付単位:申請は世帯主で、1か月単位 (3) 貸付方法及び利子:手続き後4～5日目に世帯主の預金口座に振込・無利子 (4) 返済方法:診療月の約3か月後に支給される高額療養費で返済する。 【出産費支払費用】被保険者で出産予定日まで1か月以内の者の属する世帯の世帯主（出産育児一時金の直接払いを行っていない分娩機関での出産を対象）※区長が必要と認めるものは妊娠4か月以上であれば貸付 (1) 限度額:出産育児一時金支給額、42万円の80%、33万6千円（平成21年10月から） (2) 貸付方法及び利子:手続き後（審査後10日）、世帯主の口座に振り込み・無利子 (3) 返済方法:当該貸付金に係る出産育児一時金で返済に充てる。							
経過	【高額療養費貸付】 ①昭和53年6月 事業開始、貸付限度額70% ②平成 3年4月 貸付限度額改定90% ③平成 9年9月 付添看護料貸付の廃止 ④平成19年4月 70歳未満の入院について、限度額適用認定証を事前に交付（これに伴い貸付需要は激減） 【出産費支払費用貸付】 ①平成12年12月 国から出産費貸付の取組み通知 ②平成13年 7月 政府管掌保険にて事業開始 ③平成13年11月 当区において事業開始							
必要性	・高額の医療費及び出産費については、一時的に多額の費用が必要になる。 ・平成21年10月1日からの分娩に対して、出産育児一時金の直接払い制度が実施されたが、本制度を実施していない分娩機関もある。また、海外出産などは適用されないことから需要がある。							
実施方法	(1直営) (直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員) 申請に必要なもの 被保険者証、銀行口座番号(世帯主)、印鑑(世帯主)、領収書(高額)・母子手帳(出産)							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	① 高額貸付件数(件)	2	2	7	5	10		
	② 出産費貸付件数(件)	2	0	0	3	3		
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
30年度		31年度						
継続		継続	一時的に多額の費用を必要とする被保険者に対して貸付を実施する。					

予算・決算額等の推移			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額			9,792	12,190	8,823	5,690	5,028	5,028	3,497
決算額（30年度は見込み）			6,272	5,056	1,718	866	175	659	3,497
実績 の 推 移	事項名（30年度は見込み）		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	高額貸付件数（30年度は見込み）（件）		35	24	10	2	2	7	5
	出産貸付件数（30年度は見込み）（件）		1	1	1	2	0	0	3
	高額貸付金額（30年度は見込み）（千円）		5,934	4,715	1,381	194	175	659	2480
	出産貸付金額（30年度は見込み）（千円）		336	336	336	672	0	0	1008
予算・決算の内訳									
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	チラシ作成用紙	0	需用費	チラシ作成用紙	0	需用費	チラシ作成用紙	5	
役務費	郵送料	0	役務費	郵送料	0	役務費	郵送料	5	
貸付金	高額療養費・出産費資金貸付金	175	貸付金	高額療養費・出産費資金貸付金	659	貸付金	高額療養費・出産費資金貸付金	3,488	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与と関係費	711	1,027	316	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	59	196	137		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 770	▲ 1,223	▲ 453
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		770	1,223	453	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 770	▲ 1,223	▲ 453
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 770	▲ 1,223	▲ 453

備考

行政費用では給与関係費が多くなっている。

問題点・課題

【高額療養貸付金・出産費用貸付金】
○それぞれの制度について、周知を図り適切な運用を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	高額療養費付金については、限度額認定証制度について周知・広報の充実を図る。	限度額認定証について区報や窓口の掲示等で周知を行った。	引き続き限度額認定証制度や出産一時金の制度について区報、ホームページ、窓口等で案内し周知を図っていく。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	（ 実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区 ）								
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）									

事務事業分析シート（平成30年度）										No1	
事務事業コード		08-06-10			戦略プラン		☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名		給付事務費			部課名		福祉部国保年金課		課長名		八木
					担当者名		小野澤		内線		2381
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（30年度）		01-05-01			給付事務費						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）				☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度		☒ 昭和 ☐ 平成		34 年度		根拠		国民健康保険法			
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度		法令等		荒川区国民健康保険条例			
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画	☒ 非計画
行政評価 事業体系		分野		I		生涯健康都市					
		政策		01		生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
		施策		04		健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的		被保険者への保険給付を円滑かつ適正に進める。									
対象者等		被保険者及び医療機関									
内容		(1) 療養給付費、療養費、高額療養費の支給 (2) 出産育児一時金の支給 (3) 葬祭費の支給 (4) レセプト点検 (5) 不正利得・不当利得、第三者行為による医療費請求 ①不正利得→偽り、その他の不正行為により、本来受けることのできない保険給付を受給し、または支払を受けた者に対し、直接該当者からその額を徴収する。 ②不当利得→転出、被用者保険加入等で被保険者資格を喪失したにもかかわらず、国民健康保険から保険給付を受けた場合、世帯主に国民健康保険からの給付額を返還させる。 ③第三者行為→交通事故等第三者の行為が原因の傷病について保険給付をした場合に、保険者が被保険者に代わってその給付の総額の限度において、第三者に損害賠償を請求する。									
経過		昭和34年12月 国民健康保険発足と同時に事業開始									
必要性		保険給付の公平、医療費の適正化を図るため、重要な事業である。									
実施方法		（ ☐ 一部委託 ☒ ）（直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 第三者行為における損害賠償請求については、東京都国民健康保険団体連合会にその請求事務にかかる費用を委託料として支出している。									
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明				
		27年度	28年度	29年度	30年度 見込み	目標値 (38年度)					
	①										
	②										
	③										
事務事業の分類		分類についての説明・意見等									
30年度		31年度									
継続		継続		被保険者へ適正な保険給付を行っていく。							

(単位：千円)

備考	行政費用では物件費が多くなっている。内訳としては柔道整復申請書データ入力業務委託に1,088千円かかっている。
----	---

問題点・課題の改善策

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	------	----	---	-----	---	---	----	---	-----

他 区 の 実 施 状 況	（ 実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区 ）								
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）									

事務事業分析シート（平成30年度）										No1	
事務事業コード		08-06-11			戦略プラン		☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名		医療費適正化対策事業			部課名		福祉部国保年金課		課長名		八木
					担当者名		沖本・堀口		内線		2382
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（30年度）		01-08-01			医療費適正化対策事業費						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成		5 年度		根拠		国民健康保険法、国民健康保険特別調整交付金			
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度		法令等		交付方針			
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☒ 計画 ☐ 非計画	
行政評価 事業体系		分野		I		生涯健康都市					
		政策		01		生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
		施策		04		健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的		当区の被保険者一人当たり医療費は、23区平均より高い水準にあることから、医療費の適正化を図るとともに、被保険者に対し健康や予防に関する意識の向上を促す。									
対象者等		被保険者及び医療機関									
内容		1 医療費分析を踏まえた糖尿病重症化予防等 (1) 医療費分析 (4) 受診行動適正化指導 (2) 糖尿病・糖尿病性腎症の重症化予防 (3) ジェネリック医薬品利用差額通知 2 医療費通知の実施 9月（1月～6月受診分）と3月（7月～12月受診分）の年2回、 医療費の額等を下記内容により通知する。 (1) 受診年月日に関すること (2) 受診者に関すること (3) 入院・通院の回数 (4) 医療費の額に関すること (5) 医療機関の区別 3 レセプト点検員（平成20年度～業務委託）によるレセプト内容点検の充実強化									
経過		1 平成 3年 4月 疾病分類統計調査の開始 2 平成 5年 4月 上記調査を基に本事業開始 3 平成 8年 4月 レセプト点検員制度導入（専門非常勤を配置） 4 平成12年 6月 医療費通知実施（実施要領制定） 5 平成17年 9月 重複・頻回受診者訪問指導事業実施（平成22年3月で終了） 6 平成20年 4月 レセプト点検専門業者委託実施 7 平成20年12月 画像レセプト方式導入 8 平成21年 8月 ジェネリック医薬品希望カード配布 9 平成25年 4月 糖尿病重症化予防等による医療費適正化事業の開始 10 平成27年 4月 糖尿病重症化予防等一部事業を保健事業費に組み換え									
必要性		当区の一人当たり医療費は、23区平均より高い水準にあることから、抑制のためにも医療費適正化対策事業の効果を検証し、継続する必要がある。									
実施方法		☐ （2一部委託） ☐ （直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 1 国民健康保険診療（調剤）報酬明細書内容点検業務委託 2 糖尿病重症化予防等による医療費適正化事業業務委託									
指 標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明		
				27年度	28年度	29年度	30年度 見込み	目標値 (38年度)			
	①	ジェネリック差額通知・削減効果額（円）	191,962,221	217,185,260	237,674,219	173,971,008	173,971,008	総費用額÷平均被保険者数			
	②	レセプト点検の財政効果（円）	680	843	1,330	1,330	1,330	過誤調整額÷平均被保険者数			
③											
事務事業の分類				分類についての説明・意見等							
30年度		31年度									
重点的に推進		重点的に推進		医療費の適正化が保険者に強く求められており、重点的に推進していく。							

(単位：千円)

行政コスト計算書

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

施状況

況（要旨）

事務事業分析シート（平成30年度）										No1	
事務事業コード		08-06-12			戦略プラン		☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名		一般被保険者療養給付費			部課名		福祉部国保年金課		課長名		八木
					担当者名		武市		内線		2382
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（30年度）		01-01-01			一般被保険者療養給付費						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）				☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度		☒ 昭和 ☐ 平成		34 年度		根拠		国民健康保険法			
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度		法令等		荒川区国民健康保険条例			
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画	☒ 非計画
行政評価 事業体系		分野		I		生涯健康都市					
		政策		01		生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
		施策		04		健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的		一般被保険者の療養の給付（現物給付）に要する費用を支出。療養の給付とは、被保険者であることを被保険者証によって保険医療機関等に明らかにすると同時に、保険医療機関等から医療そのものの給付を受け、その診療に対する報酬は保険医療機関と保険者との間で決済するものである。									
対象者等		一般被保険者及び保険医療機関									
内容		1 療養の給付内訳 (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ※なお、療養の給付そのものではないが、入院時食事療養費、訪問看護療養費に関る保険者負担分も本事業から支出。									
経過		1. 昭和34年12月 国民健康保険発足（世帯主7割・家族5割） 2. 昭和40年 1月 家族7割給付実施 3. 平成 6年10月 入院時食事療養費制度、訪問看護療養費の創設 付添看護療養費の廃止 4. 平成 9年 9月 一部負担金（外来薬剤）改定 5. 平成14年10月 一部負担金改正 6. 平成18年10月 一部負担金改正（70歳未満課税と上位所得者） 自己負担割合改正（70歳以上一定以上所得者） 7. 平成20年 4月 一部負担金改正70歳以上1割→2割負担、限度額改正（但し20年度については凍結） 8. 平成21～25年度 継続凍結 9. 平成26年 4月 平成26年4月2日以降に70歳になる被保険者から自己負担割合が2割に変更 ※平成26年4月1日までに70歳以上になっている被保険者は、1割負担（現役並み所得者は3割負担）									
必要性		国民健康保険法第36条で保険者は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う、と規定されている。必要な保険給付とは、診察、薬剤治療材料、処置手術、収容等をいう。									
実施方法		（ ☐ 1直営 ☐ ） （直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員 ） 上記「療養の給付の制度」参照									
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明		
				27年度	28年度	29年度	30年度 見込み	目標値 (38年度)			
	①	一人当りの療養諸費（一般分） (円)	304, 829	310, 363	231, 005	242, 949	242, 949	総費用額÷平均被保険者数			
	②	給付件数(件)	945, 564	914, 099	862, 380	810, 637	810, 637				
③											
事務事業の分類				分類についての説明・意見等							
30年度		31年度									
継続		継続		法定事業であり、現状のまま継続する。							

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			28年度	29年度	差額	勘定科目			28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	12,079	12,667	588	行政収入	地方税	5,385,802	4,221,630	▲ 1,164,172		
		物件費	0	0	0		国庫支出金	4,474,399	3,752,723	▲ 721,676		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	1,426,051	855,998	▲ 570,053		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	13,173,122	12,836,203	▲ 336,919		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	1,476,800	5,502,862	4,026,062		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	162,388	147,709	▲ 14,679		行政収入合計(a)	12,763,052	14,333,213	1,570,161		
		賞与・退職給与引当金繰入額	999	2,413	1,414		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 585,536	1,334,221	1,919,757		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)	13,348,588	12,998,992	▲ 349,596	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 585,536	1,334,221	1,919,757				
	特別費用(g)	3,204	3,826	622	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	▲ 3,204	▲ 3,826	▲ 622	当期収支差額(e)+(h)	▲ 588,740	1,330,395	1,919,135				

備考	行政費用では補助費等が多くなっている。内訳としては一般被保険者の療養給付費に12,853千円かかっている。
----	---

問題点	○荒川区の国保の資格喪失（社会保険、共済保険加入、転出）後も、荒川区の被保険者証で受診（不当利得）する事例があり、医療機関にて調整不可の場合不当利得となる。 ○不当利得について、平成27年1月より社保と国保の保険者間において医療費の返還請求が可能になったが、1件の処理に長い期間を要し事務量が多いのが現状である。
-----	--

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	対象者への返還請求に加えて、国保・社保の保険者間における返還請求を実施するなどして返納事務の改善を図る。	国保・社保の保険者間における返還請求を実施し、返還金額が高額なもの、被保険者が返納困難なものについて積極的に行った。	引き続き、返納事由発生後速やかに対象者に請求を行い、未納者に対する催告・督促の強化を図る。
②	不当利得についても、内容の精査を行い、適切に処理を進めていく。	対象案件について、適切に処理し、請求を行った。	引き続き、適切な処理を進めていく。
③			

他区の実 施状況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議 況（要旨）	

事務事業分析シート（平成30年度）										No1	
事務事業コード		08-06-13			戦略プラン		☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名		退職被保険者療養給付費			部課名		福祉部国保年金課		課長名		八木
					担当者名		武市		内線		2382
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（30年度）		01-01-01			退職被保険者等療養給付費						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業				
開始年度		☒ 昭和 ☐ 平成			59 年度		根拠		国民健康保険法		
終期設定		☐ 有 ☒ 無			年度		法令等		荒川区国民健康保険条例		
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系		分野		I		生涯健康都市					
		政策		01		生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
		施策		04		健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的		退職者医療制度対象者の療養の給付（現物給付）に要する費用を支出する。									
対象者等		退職被保険者等及び保険医療機関									
内容		【退職者医療制度】高齢の退職者が、在職中の健康保険から退職によって国民健康保険に加入することになるため、医療の必要性が高まる時期に給付水準が低下し、その医療費が国庫と他の国民健康保険加入者に依存するなどの不合理を是正するために設けられた制度 1 資格要件 (1) 国民健康保険加入者で65歳未満 (2) 被用者年金の老齢年金などが受けられる者で、その加入期間が20年以上、または40歳以降の加入期間が10年以上ある者 2 療養の給付内容については、一般被保険者療養給付費と同様である。									
経過		1 昭和59年10月 退職者医療制度発足 2 平成 6年10月 入院時食事療養費制度、訪問看護療養費の創設 付添看護療養費の廃止 3 平成 9年 9月 一部負担金（外来薬剤）改定 4 平成10年 7月 療養給付費交付金に退職被保険者に係る老人保険医療費拠出金1/2相当額を算入 5 平成14年10月 療養給付費交付金に退職被保険者に係る老人保険医療費拠出金全額を算入 6 平成15年 4月 一部負担金改正 7 平成20年 3月 退職者医療制度廃止(26年度まで65歳未満の退職者を対象として経過措置あり)									
必要性		①高齢退職者の給付率の低下を防止し、国民の医療保障を生涯を通じて一貫したものとし②被用者保険と国保との退職者をめぐる費用負担の不合理を是正するため、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第116号）により、規定が整備された。									
実施方法		（ ☐ 直営 ☐ ）（直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 社会保険診療報酬支払基金へは、政管健保・組合健保・船員組合・各種共済組合等から拠出金を支出している。									
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明		
				27年度	28年度	29年度	30年度 見込み	目標値 (38年度)			
	①	一人当り療養諸費（退職分）（円）	473,359	483,664	297,193	371,490	371,490	総費用額÷平均被保険者数			
	②	給付件数(件)	18,958	13,686	7,210	3,821	3,821				
③											
事務事業の分類				分類についての説明・意見等							
30年度		31年度									
継続		継続		法定事業であり、現状のまま継続する。							

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		690,978	638,759	414,914	308,959	209,844	176,263	85,917
決算額（30年度は見込み）		601,558	504,196	407,188	303,718	189,098	105,457	85,917
実績 の 推 移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	一人当り療養諸費（30年度は見込）（円）	456,378	490,447	480,280	473,359	483,664	494,193	494,193
	23区順位（位）	5	1	2	1	—	—	—
	給付件数（30年度は見込）（件）	39,493	33,887	27,018	21,301	13,686	8,793	8,793

[illegible]

(単位: 千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与と関係費	1,776	2,397	621	行政収入	地方税	50,801	29,085	▲ 21,716
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	189,098	105,457	▲ 83,641		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	321,991	81,145	▲ 240,846
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	372,792	110,230	▲ 262,562
		賞与・退職給与引当金繰入額	147	456	309		行政収支差額(a)-(b)=(c)	181,771	1,920	▲ 179,851
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		191,021	108,310	▲ 82,711	通常収支差額(c)+(d)=(e)		181,771	1,920	▲ 179,851
	特別費用(g)		605	0	▲ 605	特別収入(f)		0	688	688
特別収支差額(f)-(g)=(h)		▲ 605	688	1,293	当期収支差額(e)+(h)		181,166	2,608	▲ 178,558	

備考	行政費用では補助費等が多くなっている。内訳としては退職被保険者等の療養給付費が105,457千円かかっている。
----	---

問題	○対象者は減少していくが、一般被保険者から退職被保険者、退職被保険者から一般被保険者の給付の振替と いった適正な処理を実施していく必要がある。
----	--

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、一般被保険者から退職被保険者、退職被保険者から一般被保険者の給付の振替を実施し医療費の適正化を図る。	一般被保険者から退職被保険者、退職被保険者から一般被保険者の給付の振替を実施した。	次年度も、一般被保険者から退職被保険者、退職被保険者から一般被保険者の給付の振替を実施し医療費の適正化を図る。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-06-14		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	一般被保険者療養費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	八木	
			担当者名	大友		内線	2381	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（30年度）	01-01-01		一般被保険者療養費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	☒ 昭和 ☐ 平成	34 年度	根拠	国民健康保険法				
終期設定	☐ 有 ☒ 無	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例				
実施基準	☒ 法令基準内	☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	現物給付として療養の給付を受けられなかった場合、事後に保険者が現金をもって支払をする現金給付事業である。国民健康保険制度では、療養の給付（現物給付）が原則だが、被保険者の責に帰しえない特別の事由のため現物給付を行うことができない場合、一旦自費で療養を受け、事後で療養に要した費用から一部負担金を控除した額を、保険者から受けるものである。							
対象者等	一般被保険者及び医療機関							
内容	療養の給付を受けることができる場合 (1) 保険医療機関がない地域で病気になった場合や、保険医療機関で現物給付をしていないコルセットの装着を行った場合など保険者が療養の給付を行うことが困難と認めたとき。（柔道整復・あんま・はり・きゅう・生血等） ※生血は輸血のための血液、親族から血液を提供された場合は除く。 (2) 被保険者が自動車事故にあった場合など緊急その他やむをえない事由のため、保険医療機関以外で診療を受けたとき。 (3) 被保険者証を提示しないで診療を受けた場合で、被保険者証を提示しないことが緊急その他やむを得ない理由によると保険者が認めたとき。 (4) 海外療養費は、日本の保険診療の適用範囲内で、保険者がやむを得ないと認めるとき。							
経過	1 昭和34年12月 国民健康保険発足（世帯主7割・家族5割給付） 2 昭和40年 1月 家族7割給付実施 3 平成14年10月 3歳未満2割・70歳以上1割但し、現役並み所得者2割 4 平成18年10月 70歳現役並み所得者3割 5 平成20年 4月 義務教育就学前(6歳に達した最初の3月31日以前) 2割 70～74歳で1割の者2割（但し、平成26年4月1日までに70歳を迎えた人については軽減措置により1割のまま） 6 平成21～25年度 継続凍結 7 平成26年 4月 平成26年4月2日以降に70歳になる被保険者から自己負担割合が2割に変更 ※平成26年4月1日までに70歳以上になっている被保険者は、1割負担（現役並み所得者は3割負担）							
必要性	国民健康保険法第54条において、「保険者は療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる」と規定されている。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ 直営の場合 ☒ 常勤 ☒ 非常勤 ☐ 臨時職員 被保険者の申請に基づき支給する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度 見込み	目標値 (38年度)	
	① 給付件数(件)	40,465	38,589	34,381	37,812	35,157		
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
30年度	31年度							
継続	継続	法定事業であり、現状のまま継続する。						

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用では補助費等が多くなっている。内訳としては一般被保険者の療養費に277,969千円かかっている。

問題点・課題の改善策									
	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容			平成29年度に実施した 改善内容および評価			平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	今後も審査体制の強化を図っていく。海外療養費については、専門業者へ委託したため、引き続き適正な審査体制を整えていく。			申請内容の疑義等について適宜関係機関への確認を行った。海外療養費の内容点検は調査委託を実施するなど、審査体制の強化を図った。			申請内容の疑義等について、特に海外療養費は今まで以上に積極的に調査委託を実施する等より適正な審査体制の強化を図っていく。		
②									
③									
他 施 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 22 区			未実施 0 区			不明 0 区）		

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-06-15		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	退職被保険者療養費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	八木	
			担当者名	大友		内線	2381	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（30年度）	01-01-01	退職被保険者等療養費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度） ☐ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業							
開始年度	☒ 昭和 ☐ 平成	59	年度	根拠	国民健康保険法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		年度	法令等	荒川区国民健康保険条例			
実施基準	☒ 法令基準内	☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	一般被保険者療養費と同様、退職被保険者が現物給付として療養の給付を受けられなかった場合、事後に保険者が現金をもって支払をする現金給付事業である。							
対象者等	退職被保険者等及び医療機関							
内容	療養の給付を受けることができる場合についても、一般被保険者療養費と同様、次のとおりである。 (1) 保険医療機関がない地域で病気になった場合や、保険医療機関で現物給付をしていないコルセットの装置を行った場合など保険者が療養の給付を行うことが困難と認めたとき。（柔道整復・あんま・はり・きゅう・生血等）※ 生血は輸血のための血液、親族から血液を提供された場合は除く。 (2) 被保険者が自動車事故にあった場合など緊急その他やむをえない事由のため、保険医療機関以外で診療を受けたとき。 (3) 被保険者証を提示しないで診療を受けた場合で、被保険者証を提示しないことが緊急その他やむを得ない理由によると保険者が認めたとき。 (4) 海外療養費は、日本の保険診療の適用範囲内で、保険者がやむを得ないと認めるとき。							
経過	昭和59年10月 退職者医療制度発足 会社・官庁などを退職した人が老人保健制度の適用を受けるまでの間、加入する医療保険制度 平成20年(2008年)の新たな高齢者医療制度の創設に伴い廃止となったが、平成26年度までは移行期間として65歳未満の退職者本人・被扶養者に同制度は存続され、65歳以上、75歳未満の人は、一般の国民健康保険に切り替わることになった。							
必要性	国民健康保険法第54条において、「保険者は療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる」と規定されている。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ 直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員 被保険者の申請に基づき支給する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度 見込み	目標値 (38年度)	
	①	給付件数(件)	819	533	311	550	226	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
30年度	31年度							
継続	継続	法定事業であり、現状のまま継続する。						

予算・決算額等の推移			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額			17,340	12,841	7,637	6,276	6,315	3,834	2,507
決算額（30年度は見込み）			12,623	10,783	7,138	6,275	4,020	2,749	2,507
実績 の 推 移	事項名（30年度は見込み）		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	給付件数(件)		1,578	1,256	867	819	533	311	226
予算・決算の内訳									
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
負担金補助等	退職被保険者療養費	4,020	負担金補助等	退職被保険者療養費	2,749	負担金補助等	退職被保険者療養費	2,507	

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			28年度	29年度	差額	勘定科目			28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,842	685	▲ 2,157	行政収入	地方税	0	0	0		
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	4,020	2,749	▲ 1,271		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	2,114	2,114		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	2,114	2,114		
		賞与・退職給与引当金繰入額	235	130	▲ 105		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 7,097	▲ 1,450	5,647		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
		行政費用合計(b)	7,097	3,564	▲ 3,533		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 7,097	▲ 1,450	5,647		
	特別費用(g)	0	446	446	特別収入(f)	0	0	0				
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	▲ 446	▲ 446	当期収支差額(e)+(h)	▲ 7,097	▲ 1,896	5,201					

借	行政費用では補助費等が多くなっている。内訳としては退職被保険者等の療養費に2,749千円がかかっている。
---	--

問題	○一般被保険者と同様、各申請について、疑義がある案件については、適宜内容の確認等を行い、適正な審査体制を強化を図っていく。
----	---

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	海外療養費等は調査委託を開始した。引き続き申請に対する調査体制の強化を図っていく。	海外療養費の調査委託の他にも、申請内容について、疑義が生じた場合、関係機関への確認を適宜行うなど、審査体制の強化に努めた。	海外療養費を含め、疑義のある各申請について、より積極的に確認を行い、引き続き審査体制の強化を図っていく。
②			
③			
他区の実況 （要旨）	（実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区）

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		08-06-16			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		診療報酬の審査および支払			部課名		福祉部国保年金課		課長名	八木
					担当者名		武市		内線	2382
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（30年度）		01-01-01			診療報酬の審査および支払					
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度		☒ 昭和 ☐ 平成 34 年度			根拠		国民健康保険法、東京都国民健康保険団体連合			
終期設定		☐ 有 ☒ 無 年度			法令等		会との委託契約、覚書及び協定書			
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価 事業体系		分野		I		生涯健康都市				
		政策		01		生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
		施策		04		健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的		医療機関等から請求される診療報酬明細書を審査し、診療報酬の適正かつ迅速な支払いを行う。								
対象者等		被保険者及び医療機関等								
内容		東京都国民健康保険団体連合会に診療報酬の審査及び支払に関する事務を委託し、次の経費を支出する。 (1) 審査支払手数料 ①診療報酬審査支払手数料 ②療養費審査手数料 (2) 共同電算処理手数料 ①入力処理費 ②テープ作成料 (3) レセプト電算処理負担分 (4) 画像レセプト作成管理及びレセプト処分手数料								
経過		1 昭和34年12月 審査及び支払に関する事務開始 2 平成 4年 4月 共同電算処理、レセプト電算処理事業開始 3 平成20年12月 荒川区画像レセプト方式導入 4 平成23年 4月 診療報酬審査支払手数料一本化 5 平成23年11月 9月診療分の診療報酬の早期支払化実施予定（国保連への支払日変更）								
必要性		各保険者が共有する事務処理を一括して委託することにより、スケールメリットがある。								
実施方法		（☒ 一部委託）（直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 委託先：東京都国民健康保険団体連合会 ・年度当初に当該年度の委託契約を締結し、毎月指定された期日までに支払う。								
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				27年度	28年度	29年度	30年度 見込み	目標値 (38年度)		
	①	審査手数料件数(件)	1,004,525	964,067	831,114	714,758	714,758			
	②	処理手数料件数(件)	1,942,178	1,875,373	1,684,805	1,516,325	1,516,325			
③										
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
30年度		31年度								
継続		継続		国保運営上必要な事業であり、現状のまま継続する。						

[illegible]

備考	行政費用では物件費が多くなっている。内訳としては診療報酬の審査及び支払に関する費用が47,246千円かかっている。
問題点・課題	-

問題点・課題の改善策			
	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	-	-	-
②			
③			
他区の 実施状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会 要質問 状			

事務事業分析シート（平成30年度）										No1	
事務事業コード		08-06-17			戦略プラン		☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名		高額療養費			部課名		福祉部国保年金課		課長名		八木
					担当者名		金木		内線		2383
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（30年度）		01-01-01		退職被保険者等高額介護合算療養費							
		01-01-01		退職被保険者等高額療養費							
		01-01-01		一般被保険者高額療養費							
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		☒ 昭和 ☐ 平成		48 年度		根拠		国民健康保険法			
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度		法令等		荒川区国民健康保険条例			
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画	☒ 非計画
行政評価 事業体系		分野		I		生涯健康都市					
		政策		01		生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
		施策		04		健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的		医療水準の上昇に伴い、医療費が極端に高額化する傾向がみられることに対応し、被保険者の自己負担の軽減を図るため導入された制度であり、一部負担金の額が一定の限度額を超えた場合に、その超えた額を支給するものである。									
対象者等		被保険者									
内容		1 同じ月内に同じ医療機関（入院・外来・医科・歯科別）に支払った一部負担金が、一定の限度額を超えたとき、その超えた分を高額療養費として支給する。 2 厚生労働大臣の指定した特定疾病（血友病、血液凝固因子製剤に起因するH I V感染症及び人工透析が必要な慢性腎不全）の場合は、同じ月内に同じ医療機関に支払った一部負担金は10,000円までとなり、超えた部分は高額療養費として支給する。 3 月の途中で、75歳到達により後期高齢者医療制度へ移行した者のその月の限度額は1/2となる。									
経過		1 昭和48年12月 当区において高額療養費支給制度創設（30,000円以上） 2 昭和50年10月 国において高額療養費法定給付実施（30,000円以上） 3 昭和51年8月～平成13年1月 高額療養費限度額9回の改定 4 平成18年10月1日 高額療養費限度額変更 5 平成20年4月1日 高額介護合算療養制度導入（21年度支給開始） 6 平成21年1月1日 75歳到達月の自己負担限度額の特例制度施行 7 平成22年4月 非自発的失業者の保険料軽減策に伴う高額療養費の区分の再判定実施 8 平成24年4月 通院療養費の現物給付実施 9 平成27年1月1日 70歳未満自己負担限度額変更 10 平成29年8月1日 前期高齢者の自己負担限度額変更 11 平成30年8月1日 前期高齢者の自己負担限度額変更									
必要性		国民健康保険法第57条の2において、保険者は一部負担金等の額が著しく高額である時は、世帯主または組合員に対し、高額療養費を支給することが規定されている。									
実施方法		（ ☐ 一部委託）（直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） <償還払> 医療機関からのレセプトが到着（診療月から2～3月）→該当世帯を確認→申請書発送 <現物払> 限度額認定証（交付申請が必要）を医療機関に提示→窓口で支払いが限度額までとなる									
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明		
				27年度	28年度	29年度	30年度 見込み	目標値 (38年度)			
	①	高額療養費支給件数(件)	27,848	26,305	24,904	25,000	25,000	一般＋退職			
	②	高額介護合算療養費支給件数(件)	18	45	43	40	40				
③											
事務事業の分類				分類についての説明・意見等							
30年度		31年度									
継続		継続		法定事業であり、現状のまま継続する。							

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用では補助費等が多くなっている。内訳としては一般被保険者の高額療養費の支給費が1,794,636千円、退職被保険者等の高額療養費の支給費が16,440千円かかっている。

○郵送受付を可能にするなど現時点においても区民に対するサービス向上を図ってきた。今後も高額療養費の計算方法が変わる70歳からの被保険者に対して申請の漏れがないようにするため、高額療養費の制度を理解していただくよう区報等で周知方法を工夫する。また窓口でも案内用紙を利用し、御理解いただけるよう説明を図っていく。

問題点・課題の改善策

平成29年度に取り組む 具体的な改善内容		平成29年度に実施した 改善内容および評価		平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容	
①	引き続き制度についての周知をはかり、高額療養費の償還払いが発生しないように限度額認定証の交付をすすめる。	区報や窓口の掲示で制度の周知を図り、事前に問い合わせがあった区民には限度額認定証の交付を行った。		限度額認定証の発行をすすめ、償還払いを最小限にとどめる。制度改正もあるため、区報・窓口での案内・説明を徹底する。	
②					
③					
他区の実況 (要旨)	(実施 22 区	未実施 0 区	不明	0 区)	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-06-18		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	出産育児一時金		部課名	福祉部国保年金課		課長名	八木	
			担当者名	堀口		内線	2382	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（30年度）	01-01-01		出産育児一時金					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	☒ 昭和 ☐ 平成	34 年度	根拠	国民健康保険法				
終期設定	☐ 有 ☒ 無	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例				
実施基準	☒ 法令基準内	☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	被保険者の出産に対して、条例で定める金額を世帯主に支給する。							
対象者等	被保険者							
内容	1. 被保険者が出産した場合、世帯主に支給されるもので、平成6年10月施行の国民健康保険法改正により、従来の「助産費」と「育児手当金」を統合して創設された。 2. 支給金額350,000円（平成10年4月1日以降出産の場合、なお、平成10年3月31日までの出産については300,000円） 3. 妊娠12週（85日）以上であれば、死産・流産を問わず支給する。 4. 同一出産につき、社会保険等他の健康保険からこれに相当する給付がある場合には、支給されない。 5. 平成13年11月1日より、出産費資金貸付事業開始（内容については、「出産費資金貸付事業」参照） 6. 平成19年 4月 出産一時金を区から医療機関等に支払う受取代理制度開始。 7. 平成21年 1月 産科医療制度制定に伴い、その保険料分として支給額を引き上げ 35万円⇒38万円 8. 平成21年10月 医療機関等への直接支払制度開始に伴い、支給額を引き上げ 38万円⇒42万円							
経過	1. 昭和34年12月 国民健康保険発足時に助産費として実施 2. 昭和43年 4月 育児手当金創設 3. 平成 6年10月 出産育児一時金の創設 4. 平成19年 4月 出産育児一時金受取代理制度開始 5. 平成21年 9月30日 受取代理制度廃止 6. 平成21年10月 医療機関への直接払い制度の開始（支払国保連へ 21年度手数料支払件数） 7. 平成23年 4月 直接支払制度・支給額の恒久化、受取代理制度の制度化							
必要性	国民健康保険法第58条において、保険者は被保険者の出産に関して、出産育児一時金の給付を行うものとする」と規定されている。							
実施方法	（ ☐ 1直営 ☐ ） （直営の場合 ☒ 常勤 ☒ 非常勤 ☐ 臨時職員） ○医療機関等への直接支払制度…健康保険証を提示して、分娩する医療機関等に申込む。 ○直接支払制度を利用しない場合は、保険者へ申請する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度 見込み	目標値 (38年度)	
	①	支給件数(件)	349	304	262	340	340	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
30年度	31年度							
継続	継続	法定事業であり、現状のまま継続する。						

[illegible]

(単位：千円)									
勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
行政コスト計算書	給与関係費	0	1,712	1,712	行政収入	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	127,965	110,410	▲ 17,555		使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0		その他	127,965	186,256	58,291
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	127,965	186,256	58,291
	賞与・退職給与引当金繰入額	0	326	326		行政収支差額(a)-(b)=(c)	0	73,808	73,808
	その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	127,965	112,448	▲ 15,517		通常収支差額(c)+(d)=(e)	0	73,808	73,808
	特別費用(g)	0	0	0		特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0		当期収支差額(e)+(h)	0	73,808	73,808

備考	行政費用では補助費等が多くなっている。内訳としては出産育児一時金の支給費が110,410千円かかっている。
----	---

問	○直接支払制度を実施しない医療機関や海外出産、一部医療機関等では「受取代理制度」等があるため、制度について周知を図り適切な手続きが必要である。
---	---

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き出産育児一時金の制度や申請手続きについて、状況に応じた適切な案内を行う。	制度や申請手続きについての案内文の改善を行った。	窓口における申請状況や手続きの不備等を確認し、必要に応じて案内文やホームページの改善を行う。
②			
③			
他 状況 の実 況 （要 質 問 状	（実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区）

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		08-06-19			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		葬祭費			部課名		福祉部国保年金課		課長名	
					担当者名		堀口		内線	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（30年度）		01-01-01		葬祭費						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		☒ 昭和 ☐ 平成		34 年度		根拠		国民健康保険法		
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度		法令等		荒川区国民健康保険条例		
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価 事業体系		分野		I		生涯健康都市				
		政策		01		生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
		施策		04		健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的		被保険者が死亡した場合、条例で定める金額を葬祭を行った者に対して支給する。								
対象者等		荒川区国民健康保険被保険者の葬祭を行った者								
内容		1 被保険者が死亡した場合、被保険者の「葬祭を行った者」に対して支給するものであるが、葬祭を行う者とは、本人との扶養、生計維持、同一世帯の關係に係わりはないとされている。 2 支給金額70,000円（平成10年4月1日以降死亡の場合、なお、平成10年3月31日までの死亡については60,000円） 3 葬祭とは葬式のことであり、公葬の場合でも支給できる。								
経過		1 昭和34年12月 国民健康保険発足時より実施 2 昭和39年 4月 ～ 支給金額9回の改定（2,500円⇒70,000円） 平成10年 4月								
必要性		国民健康保険法第58条において、保険者は被保険者の死亡に関して、葬祭費の支給を行うものとして規定されている。								
実施方法		（ ☐ 一部委託 ☐ ） （直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 国保資格喪失届出時に葬祭費申請を促す（喪失届用紙の複写が葬祭費請求書） ※申請時は、被保険者と窓口で接触できる機会であり、この機会をとらえて保険料充実に努めている。								
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				27年度	28年度	29年度	30年度 見込み	目標値 (38年度)		
	①	給付件数(件)			324	304	293	301	301	
	②									
③										
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
30年度		31年度								
継続		継続		法定事業であり、現状のまま継続する。						

予算・決算額等の推移			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額			22,470	23,660	24,010	23,458	22,820	20,510	21,070
決算額（30年度は見込み）			21,840	23,660	24,010	22,750	21,280	20,510	21,070
実績 の 推 移	事項名（30年度は見込み）		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	支給件数(件)		312	338	343	324	304	293	301
予算・決算の内訳									
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
負担金補助等	葬祭費	21,280	負担金補助等	葬祭費	20,510	負担金補助等	葬祭費	21,070	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	0	1,369	1,369	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	21,280	20,510	▲ 770		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	7,093	20,510	13,417
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	7,093	20,510	13,417
		賞与・退職給与引当金繰入額	0	261	261		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 14,187	▲ 1,630	12,557
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	21,280	22,140	860		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 14,187	▲ 1,630	12,557
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 14,187	▲ 1,630	12,557		

借	行政費用では補助費等が多くなっている。内訳としては葬祭費の支給が20,510千円かかっている。
---	---

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	-	-	-
②			
③			

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	------	----	---	-----	---	---	----	---	----

区の実
施状況

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		08-06-20			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		結核・精神医療給付金			部課名		福祉部国保年金課		課長名	八木
					担当者名		堀口		内線	2382
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（30年度）		01-01-01			結核・精神医療給付金					
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成 7 年度			根拠		荒川区国民健康保険条例			
終期設定		☐ 有 ☒ 無 年度			法令等					
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価 事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
		施策		04 健康を支える保険・医療体制の適正な運営						
目的		被保険者が、結核予防法又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき医療給付を受けた場合、被保険者の負担額に相当する額を支給する。なお、本事業は東京都の単独事業であり、その給付に要した経費は東京都より補助金として交付される。								
対象者等		被保険者								
内容		1 結核医療給付 (1) 結核予防法第34条による医療給付（一般医療） (2) 結核予防法第35条による医療給付（命令入所） 2 精神医療制度給付 (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条による医療給付（措置入院） (2) 自立支援医療制度（精神通院）（平成18年4月1日から） * なお、食事療養費に関するものは除く								
経過		1 平成 7年 7月 国において実施された精神医療・結核医療保険優先化実施に伴い本事業開始。 2 平成12年 9月 社会保険加入者及び老人保健対象者への給付金補助の見直しが行われ、対象者を本人非課税の者に限定。これに伴い国保についても同様の見直し案が示された。 3 平成14年10月 支給対象者の要件に所得制限が導入された。 4 平成18年 4月 精神医療給付金の自己負担率が、自立支援法改正に伴い改正（5%⇒10%）								
必要性		国又は地方公共団体の負担において行われる医療に関する給付との調整に基づき実施されている。								
実施方法		☒ 2一部委託（ 直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員 ） 療養給付費と同じく、東京都国民健康保険団体連合会を通じ、支払事務を実施。 助成を受けるものは、受給者証の申請が必要になった。（平成15年4月から）								
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				27年度	28年度	29年度	30年度 見込み	目標値 (38年度)		
	①	受給者証発行件数(件)	1,035	1,134	1,170	1,247	1,247			
	②	給付件数(件)	14,353	14,836	15,361	15,904	15,904			
③										
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
30年度		31年度								
継続		継続		法定事業であり、現状のまま継続する。						

予算・決算額等の推移			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額			15,447	16,606	15,778	17,135	18,175	19,680	18,004
決算額（30年度は見込み）			15,334	15,089	15,516	17,003	17,500	18,217	18,004
実績 の 推移	事項名（30年度は見込み）		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	支給件数(件)		13,292	13,256	13,507	14,353	14,836	15,361	15,904
予算・決算の内訳									
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
負担金補助等	結核・精神医療給付金	17,500	負担金補助等	結核・精神医療給付金	18,217	負担金補助等	結核・精神医療給付金	18,004	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与と関係費	0	1,712	1,712	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	17,799	17,799
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	17,500	18,217	717		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	17,501	417	▲ 17,084
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	17,501	18,216	715
		賞与・退職給与引当金繰入額	0	326	326		行政収支差額(a) - (b) = (c)	1	▲ 2,039	▲ 2,040
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	17,500	20,255	2,755		通常収支差額(c) + (d) = (e)	1	▲ 2,039	▲ 2,040
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f) - (g) = (h)	0	0	0	当期収支差額(e) + (h)	1	▲ 2,039	▲ 2,040		

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、自立支援医療制度の受給者証の交付窓口の一本化を東京都へ要望する。	自立支援医療制度の受給者証の交付窓口の一本化を東京都へ要望した。	区内部の関係部署と連携し、遅滞のない受給者証の発行事務を行う。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
議 会 質 問 状 況 (要旨)	平成13年度3月会議「結核・精神医療給付金における自己負担導入について」								

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-06-21		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	後期高齢者医療制度に係る事務事業		部課名	福祉部国保年金課		課長名	八木	
			担当者名	尾内		内線	2391	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-02-01	後期高齢者事務費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	☐ 昭和 ☒ 平成	20 年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則				
終期設定	☐ 有 ☒ 無	年度	法令等					
実施基準	☒ 法令基準内	☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☒ 計画	☐ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	後期高齢者医療制度の運営において、被保険者の資格取得、喪失及び変更等に係る窓口業務を迅速かつ的確に行うため、都広域連合と連携・協力して事務処理を行い、被保険者へサービスを円滑に提供する。							
対象者等	1 75歳以上の者 23,553人(平成30年3月末日現在) ※75歳の誕生日を迎えた当日から資格取得 2 65歳から74歳で一定の障がいを持ち都広域連合の認定を受けた者、東京都から転出して他の道府県の特別養護老人ホーム等に入所している者（居住地特例）							
内容	1 運営主体 東京都後期高齢者医療広域連合（平成19年3月1日設立、62区市町村で構成される） 2 患者負担 1割または3割（現役並所得者） 3 保険給付 現物給付（医療サービスの提供等）及び現金給付（療養費の支給等） ※患者負担と保険給付は、老人保健制度と同様 4 財源構成 5 保健事業 75歳以上の被保険者に対する健診は法令で「広域連合の努力義務」とされている。 6 事務の分担 区：保険料の徴収と窓口業務 広域連合：資格・賦課・給付業務							
経過	平成18年6月、医療制度改革関連法が成立。健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正される。 平成20年4月、後期高齢者医療制度が施行。 平成25年8月、社会保障制度改革国民会議で、「現行制度を基本とし、実施状況を踏まえ、改善を行うことが適当である」とされた。平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、医療費適正化の推進等図ることとなった。 平成30年4月、高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、国保における住所地特例が後期高齢者医療制度にも引き継がれることになった。							
必要性	荒川区後期高齢者医療に関する条例第2条において、区が行う事務が規定されている。							
実施方法	（ ☐ 直営 ☐ ） （直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 1 資格取得、喪失及び変更受付 2 被保険証等の引渡し 3 住民基本台帳等の広域連合への情報提供 4 各種申請書等の受付 5 相談・照会への対応							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	被保険者数（人）	22,377	23,021	23,553	24,300	24,300	実績は3月末広域連合月報数値、見込は予算数値、目標は予測値
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
継続		継続		法定事務であり、現状のまま継続する。被保険者数は毎年増加している。				

(単位：千円)

行政コスト計算書

備考

問題点・課題

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	執行計画に基づき適正な支出を行う。	支出負担行為額と支出金額を定期的に照合し、適正な支出管理に努めた。	今後被保険者数が増加していく中でも、引き続き執行計画に基づき適正な支出を行う。
②			
③			

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	------	----	---	-----	---	---	----	---	----

区の実況

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		08-06-22			戦略プラン		☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名		収納管理費（後期高齢者）			部課名		福祉部国保年金課		課長名	
					担当者名		尾内		内線	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（30年度）		01-01-01			収納管理費					
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）				☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業		
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成			20 年度		根拠		健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医	
終期設定		☐ 有 ☒ 無			年度		法令等		療の確保に関する法律・施行令・施行規則	
実施基準		☒ 法令基準内			☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分	
行政評価 事業体系		分野		I		生涯健康都市				
		政策		01		生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
		施策		04		健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的		後期高齢者医療制度被保険者に係る保険料収納に関する事務。								
対象者等		1 75歳以上の者 2 65歳から74歳で一定の障害を持ち都広域連合の認定を受けた者で広域内に居住する者及び東京都から転出して他の道府県の特別養護老人ホーム等に入所している者								
内容		後期高齢者医療制度保険料の徴収に関すること 1 保険料の納入通知書、納付書を作成・送付すること ※保険料滞納者に対してのアプローチ等は、国保年金課保険料係が行う。								
経過		平成20年 7月 本算定（7月）より普通徴収を開始 平成20年10月 特別徴収を開始 平成21年度分、本算定（7月）実施 平成22年7月 被保険者証の一斉更新以後隔年更新								
必要性		荒川区後期高齢者医療に関する条例第2条において、区が行う事務が規定されている。								
実施方法		☐ （1直営） ☐ （直営の場合 ☒ 常勤 ☒ 非常勤 ☐ 臨時職員） 保険料徴収→保険料の賦課は広域連合が行う。区は保険料情報を受取り、期割り処理を行い、納入通知書・納付書及び口座振替依頼書を発送する。→本算定7月、月次異動賦課については7月以降毎月								
指標	事務事業の成果とする指標名				指標の推移				指標に関する説明	
					27年度	28年度	29年度	30年度 見込み		
	① 特別徴収率	0.35	0.35	0.35	0.35	0.4	予算に対する特徴と普徴の収入比率			
	② 普通徴収率	0.65	0.65	0.65	0.65	0.6	予算に対する特徴と普徴の収入比率			
③ 口座振替収納取扱件数の比率	72.88	75.00	75.00	75.00	75.00	年間の延べ普通徴収のうち口座振替による収納取扱件数の割合				
事務事業の分類					分類についての説明・意見等					
30年度		31年度								
推進		推進			後期高齢者医療保険の財政運営に係る重要な事業である。					

(単位：千円)

備考	行政費用では物件費が多くなっている。内訳としては保険料額決定通知等の郵送料が3,260千円、印刷費用1,722千円かかっている。
----	--

問題点・課題

○年齢到達による後期高齢者医療制度に移行する場合、保険料の納入方法は引き継がれることがなく、普通徴収（納付書）からのスタートとなるため、納め忘れの原因となっている。

○特別徴収は納め忘れを予防できるが、所得の変動があると、一時期普通徴収となるため、納入者に混乱を生じさせることがあり、滞納の原因ともなるので理解を得るための周知が必要である。

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き丁寧な周知に努める。	賦課通知に個々の内容に沿った案内文を作成し、きめ細かな周知を行った結果、問い合わせが減少した。	引き続き丁寧な周知に努める。
②			
③			

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	-----	----	---	-----	---	---	----	---	----

区の実
施状況

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

事務事業分析シート（平成30年度）										
No1										
事務事業コード		08-06-23			戦略プラン		○ 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事			
事務事業名		収納率向上対策事業費（後期高齢者）			部課名		福祉部国保年金課		課長名	
					担当者名		尾内		内線	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-01-01			収納率向上対策事業費					
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 30年度 ○ 29年度）			○ 建設事業		○ それ以外の継続事業			
開始年度		○ 昭和 ● 平成			20 年度		根拠		健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則	
終期設定		○ 有 ● 無			年度		法令等			
実施基準		● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分		○ 計画 ● 非計画			
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市				
		政策		01		生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
		施策		04		健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的		後期高齢者医療制度の安定的な財政運営を確保するため、保険料収納の向上を図る。								
対象者等		後期高齢者医療制度の被保険者（主として保険料滞納者を対象に実施）								
内容		* 保険料収納の向上については、国民健康保険料と併せ、国保年金課保険料係において実施。 1 年金からの支払（特別徴収）継続の依頼（口座振替と年金からの支払との選択が可能のため） 2 休日窓口の開設 3 コンビニエストアでの保険料の収納 4 ペイジー活用による口座振込の促進 5 滞納者への滞納処分（財産調査・差押）を進める。 6 納付案内センター（業務委託）による、滞納者への電話・訪問催告を実施する。								
経過		平成18年6月 医療制度改革関連法が成立。 健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正される。 平成20年4月 後期高齢者医療制度施行 平成20年7月 後期高齢者医療制度保険料徴収開始								
必要性		荒川区後期高齢者医療に関する条例第2条において、区が行う事務が規定されている。								
実施方法		（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 上記「内容」と同じ								
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)		
	①	収納率（現年分）（%）			98.49	98.72	98.64	99.00	99.25	平成29年度見込は東京都後期高齢者医療保険料対策実施計画より
	②	収納率（滞繰分）（%）			56.60	66.12	57.82	60.00	60.00	（収入済額-還付未済額）/（調定額-不納欠損額）
③										
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
30年度		31年度								
重点的に推進		重点的に推進		後期高齢者医療保険の財政運営に係る重要な事業である。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与と関係費	1,191	4,567	3,376	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	741	1,727	986		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	118	1,540	1,422
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	118	1,540	1,422
		賞与・退職給与引当金繰入額	98	870	772		行政収支差額(a) - (b) = (c)	▲ 1,912	▲ 5,624	▲ 3,712
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		2,030	7,164	5,134	通常収支差額(c) + (d) = (e)		▲ 1,912	▲ 5,624	▲ 3,712
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f) - (g) = (h)		0	0	0	当期収支差額(e) + (h)		▲ 1,912	▲ 5,624	▲ 3,712	

備考	行政費用では給与関係費が最も多く、次いで物件費が多くなっている。内訳としては郵送料に349千円、納付案内センター運営業務委託に1,135千円かかっている。
----	---

問題点	○滞納繰越分は現年分に比較し収納率が著しく低下する。滞納者に対しては口座振込を進めるなど滞納を防止することが効果的である。また、納付案内センター（業務委託）による、滞納者への電話・訪問催告を実施し、収納率の向上を図る。
-----	---

問題点・課題の改善策

問題点	課題の改善策	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き納付案内を継続するとともに、電話や訪問催告で何ら反応が無い世帯には接触機会を作るため、滞納処分を強化する。		コールセンターのこまめな納付案内の結果、単純な納め忘れが減少し、収納率が上がってきている。	引き続き納付案内及び反応がない滞納者への滞納処分を継続する。
②				
③				

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	---------

区の実
施状況

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-06-24		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	広域連合分賦金等事業費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	八木	
			担当者名	尾内		内線	2391	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（30年度）	01-01-01		広域連合分賦金等事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業		
開始年度	☐ 昭和 ☒ 平成	20	年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		年度	法令等	療の確保に関する法律・施行令・施行規則			
実施基準	☒ 法令基準内	☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	東京都後期高齢者医療広域連合の経費について、区市町村が分担金をもって負担する。							
対象者等	東京都後期高齢者医療広域連合							
内容	広域連合規約第18条に基づく負担金 1 療養給付費負担金⇒保険給付に要する経費で、療養給付費の12分の1に該当する額を負担する。 2 保険料負担金⇒区は被保険者から徴収した実績の保険料を広域連合に納付する。 3 保険基盤安定負担金⇒低所得者等に対し、広域連合条例で定めるところにより行う保険料の減額分について負担する（一般会計からの繰入額の4分の3は都負担、区は相当額を繰入れ、4分の4にして広域連合に納付する）。 4 事務費負担金⇒共通経費で、主に広域連合の組織運営と事務に要するもの。 5 保険料等軽減措置負担金⇒政令どおりに算定した保険料が国民健康保険料に比較して著しく高くなることから、引き続き経過措置として、次の4項目については保険料算定に含めず、区の一般会計で負担するとされた。（1）審査支払手数料負担金（2）財政安定化基金拠出金（3）保険料未収金補填分（4）低所得者対策分（東京都独自軽減・所得割額軽減分）							
経過	【東京都後期高齢者医療広域連合規約】 ※平成20年4月1日施行 平成19年3月 1日 東京都都知事許可 平成20年3月31日 東京都知事届出							
必要性	規約第18条により広域連合の経費は、関係区市町村の分担金をもって充てることが定められている。							
実施方法	（ ☐ 直営 ☐ ）（直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 分賦金の額は、人口、実績などから広域連合が算出し負担金方式で支出し、年度末に実績に応じて調整が行われる。 ※過不足額については、翌年度精算							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度 見込み	目標値 (38年度)	
	①	1人当たり分賦金額(千円)	163	170	172	173	173	各負担金合計÷被保険者数
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
30年度	31年度							
継続	継続	法定事業であり、現状のまま継続する。						

(単位：千円)備考

行政費用では補助費等が多くなっている。内訳としては広域連合分賦金に4,046,222千円かかっている。

問題

問題点・課題の改善策

施

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	-----	----	---	-----	---	---	----	---	----

議 会 質 問 状 況
(要 旨)

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-06-25		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	健康診査事業費（後期高齢者）		部課名	福祉部国保年金課		課長名	八木	
			担当者名	尾内		内線	2391	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（30年度）		01-01-01	健康診査事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	☐ 昭和 ☒ 平成	20 年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医				
終期設定	☐ 有 ☒ 無	年度	法令等	療の確保に関する法律・施行令・施行規則				
実施基準	☒ 法令基準内	☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	生活習慣病の早期発見と後期高齢者の健康を保持・増進し、医療費の軽減につなげる。							
対象者等	6月30日現在、75歳以上の被保険者（65歳以上の一定の障害がある方） ただし、介護保険施設入所者や定期的に生活習慣病などで医療機関などに入院している方等を除く。							
内容	①検査項目 問診、身体測定、血圧測定、診察、尿検査、血液検査、心電図検査、眼底検査、 眼圧検査、胸部X線検査 ②実施時期（29年度：7月1日～11月30日） * 22年度から実施期間を1ヶ月延長（7～10月⇒7～11月） ③受診者数 平成29年度13,424人							
経過	平成20年4月 後期高齢者医療制度 施行 ※後期高齢者医療制度の健診事業は任意事業 広域連合からの委託事業として区が実施する。国保年金課から保健予防課に執行委任							
必要性	健診を行うことで、後期高齢者の健康づくりへの意識を高め、健康を維持・増進し、QOL（生活の質） の維持・確保ができ、また医療費の軽減にもつながる。							
実施方法	（3委託）（直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） ①区は受診券と案内を送付し区報などで健診事業の周知を図る。②健診の結果については医療機関から本人に通知する。③健康教育、健康相談など対象者が利用できる保健所事業の案内を実施する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度 見込み	目標値 (38年度)	
	①	目標受診率(%)	60	62	62	62	62	
	②	健診受診率(%)	61.35	60.21	60.16	62	62	受診者数÷健診対象者
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
30年度		31年度						
重点的に推進		重点的に推進	早期に疾病を発見するため、対象者の受診率の向上に努める。					

予算・決算額等の推移			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額			181,206	181,206	188,427	189,522	193,879	197,839	205,089
決算額（30年度は見込み）			171,171	174,583	186,273	189,035	189,882	195,540	205,089
実績の推移	事項名（30年度は見込み）		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	対象者数(人)		20,389	20,738	20,626	21,061	21,716	22,314	24,300
	受診者数(人)		12,095	12,303	12,685	12,921	13,076	13,424	13,900
予算・決算の内訳									
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	情報提供リーフレット・健診用帳票等	646	需用費	情報提供リーフレット・健診用帳票等	653	需用費	情報提供リーフレット・健診用帳票等	1,316	
役務費	郵送料・共同電算処理手数料	1,359	役務費	郵送料・共同電算処理手数料	1,388	役務費	郵送料・共同電算処理手数料	1,571	
委託料	健診業務委託	187,877	委託料	健診業務委託	193,499	委託料	健診業務委託	202,202	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,066	664	▲ 402	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	189,882	195,540	5,658		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	194,211	197,985	3,774
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	194,211	197,985	3,774
		賞与・退職給与引当金繰入額	88	127	39		行政収支差額(a)-(b)=(c)	3,175	1,654	▲ 1,521
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	191,036	196,331	5,295	通常収支差額(c)+(d)=(e)	3,175	1,654	▲ 1,521	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	3,175	1,654	▲ 1,521			

借	行政費用では物件費が多くなっている。内訳としては健康診査業務委託に193,499千円かかっている。
---	---

問題点	○都外のサービス付高齢者住宅に入所している「住所地特例」の該当者の方法について検討する必要がある。 ○一案として、診断内容を一律にして、全国共通の受診券（プリペイドカード）を発行する方法が考えられるが、診断内容が一律でよいのか、医療機関や企業が取り扱う可能性があるのかなどの課題がある。
-----	---

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	継続して課題を検討する。	健康診断を受ける医療機関は自治体 との契約行為によるため、おのずと 対象が限られ、域外での健診は難し い。	継続して課題を検討する。
②			
③			

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	-----	----	---	-----	---	---	----	---	----

区の実
施状況

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-06-26		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	葬祭事業費（後期高齢者）		部課名	福祉部国保年金課		課長名	八木	
			担当者名	尾内		内線	2391	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（30年度）		01-01-01	葬祭事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	☐ 昭和 ☒ 平成	20 年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医				
終期設定	☐ 有 ☒ 無	年度	法令等	療の確保に関する法律・施行令・施行規則				
実施基準	☒ 法令基準内	☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	被保険者が死亡した場合、要綱で定める金額を葬祭を行った者に対して支給する。							
対象者等	被保険者の葬祭を行った者。							
内容	1 被保険者が死亡した場合に、被保険者の「葬祭を行った者」に対して支給する。 葬祭を行う者とは、本人との扶養、生計維持、同一世帯の関係に係わりはないとされている。 2 支給金額70,000円（広域連合50,000円、区負担20,000円） 3 葬祭とは葬式のことであり、公葬の場合でも支給できる。							
経過	平成18年6月	医療制度改革関連法が成立。健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正される。						
	平成20年4月	後期高齢者医療制度施行。都広域連合で支給は行われなため、一般政策（23区共通）で行う。						
	平成22年4月	都広域連合の給付事業となる。 * 都広域連合の給付額は1件5万円、残る2万円は区の上乗せ給付。						
必要性	被保険者の葬儀に要する費用の負担を軽減することの意義は高い。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤 ☒ 非常勤 ☐ 臨時職員） 葬儀執行者の申請に基づき支給する。 ☆手続きに必要なもの 1 葬儀費用の領収書又は会葬礼状等 2 葬儀を行った者の金融機関の口座番号 3 印鑑							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	①	給付件数(件)	1,076	1,228	1,321	1,356	1,356	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
30年度		31年度						
継続		継続	東京都広域連合の給付事業に、区が上乗せして支給している。現状のまま継続する。					

(単位：千円)

予算・決算額等の推移			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額			82,843	86,353	88,604	90,619	90,147	92,647	95,226
決算額（30年度は見込み）			80,944	80,517	82,132	75,458	86,130	92,632	95,226
実績 の 推移	事項名（30年度は見込み）		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	給付件数(件)		1,156	1,148	1,171	1,076	1,228	1,321	1,356
予算・決算の内訳									
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	申請書用紙代・通知用封筒印刷	68	需用費	申請書用紙代・通知用封筒印刷	60	需用費	申請書用紙代・通知用封筒印刷	130	
役務費	郵送料	103	役務費	郵送料	102	役務費	郵送料	120	
負担金補助等	葬祭給付金	85,960	負担金補助等	葬祭給付金	92,470	負担金補助等	葬祭給付金	94,976	

(単位：千円)

勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額	
行政コスト計算書	行政費用	給与と関係費	1,421	1,530	109	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	170	162	▲ 8		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	85,960	92,470	6,510		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	65,055	92,630	27,575
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	65,055	92,630	27,575	
		賞与・退職給与引当金繰入額	117	291	174	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 22,613	▲ 1,823	20,790	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	87,668	94,453	6,785	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 22,613	▲ 1,823	20,790	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0			
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 22,613	▲ 1,823	20,790			

備考

行政費用では補助費等が多くなっている。内訳としては葬祭費の支給が92,470千円かかっている。

問題点・課題

○葬祭費については、請求方法を含めさらに周知する。

問題点・課題の改善策

課題点		課題の改善策	
	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き周知を図る。	死亡に伴う保険料の変更通知をする ときに、葬祭費が未申請の家族に周 知をしたところ、申請件数の増加が 図られた。	引き続き周知を図る。
②			
③			
他 状況 の実 況 （要 旨）	（実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区）

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-06-27		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	収納管理費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	八木	
			担当者名	田久保		内線	2389	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（30年度）	01-06-01		収納管理費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	☒ 昭和 ☐ 平成	34 年度	根拠	国民健康保険法				
終期設定	☐ 有 ☒ 無	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例				
実施基準	☒ 法令基準内	☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	被保険者の保険料収納に関する事務							
対象者等	被保険者							
内容	国民健康保険料の徴収に要する経費（消耗品購入、印刷製本及び委託料）を支出する。 (1) 保険料収納 条例施行規則改正による口座振替原則化に伴う口座振替や納付書による自主納付を行う。 (2) 保険料の督促・催告 督促状を納期限後から2か月後に送付している。催告書は年2回（4月と11月）送付している。 平成12年度より督促状を毎月送付しているが、17年度からその発行を1ヵ月早めた結果、 収納率向上の一要因となった。また、一斉催告書は年2回の送付とし、高額・長期滞納者へは 随時送付している。（11年度までは督促状は年6回、催告書は年4回送付） (3) 過誤納還付金及び充当 誤納付や重複納付、調定額の変更に伴い過誤納が生じた場合に行う。 (4) 収納代行業者への業務委託によりコンビニエンスストアでの保険料収納を実施（平成18年10月から）							
経過	昭和34年12月 国民健康保険発足と同時に事業開始							
必要性	国民健康保険法第76条において「保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収しなければならない。」と規定されている。							
実施方法	☐ （1直営） ☐ （直営の場合 ☒ 常勤 ☒ 非常勤 ☒ 臨時職員） 自主納付による納期内納付を促し、口座振替を促進している。滞納者には日常の納付相談に加え、相談通知を送付し早期の納付を促す。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度 見込み	目標値 (38年度)	
	①	督促状発送数(枚)	95,281	91,403	87,317	80,000		
	②	一斉催告書発送数(4月)(枚)	12,238	6,667	6,150	5,746		
	③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
30年度	31年度							
推進	推進	国民健康保険の財政運営に係る重要な事業である。						

予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
共済費	臨時職員雇用保険料	6	共済費	臨時職員雇用保険料	0	共済費	臨時職員雇用保険料	52
賃金	臨時職員賃金	0	賃金	臨時職員賃金	0	賃金	臨時職員賃金	310
需用費	事務用消耗品、印刷製本	2,918	需用費	事務用消耗品、印刷製本	3,597	需用費	事務消耗品、印刷製本	4,717
役務費	郵送料、公金取扱手数料	11,426	役務費	郵送料、公金手数料	11,032	役務費	郵送料、公金取扱手数料	12,237
委託料	OCR等事務処理委託	11,687	委託料	OCR等事務処理、コンビニ収納事務処理、ペイジー関係、定額貯蓄利用料追加	11,475	委託料	OCR等事務処理、コンビニ収納事務処理、ペイジー	14,788
備品購入費	キャビネット等	178	使用料及び賃借料	官報情報検索サービス使用料	0	使用料及び賃借料	官報情報検索サービス使用料	26
						備品購入費	自動釣銭機等購入	1,012

(単位：千円)

備考	行政費用では物件費が多くなっている。内訳としては口座振替関係通知等の郵送料に9,408千円、国民健康保険料収納事務委託に8,065千円かかっている。
問題点・課題	○滞納者との接触機会を増やすため、例年4月と11月に行っている年2回の一斉催告に加え、個別の催告を一層増やす必要がある。 ○保険料納付の利便性を向上させる必要がある。

問題点・課題の改善策

他区の実 施状況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議 況(要旨)	

事務事業分析シート（平成30年度）										No1	
事務事業コード		08-06-28			戦略プラン		☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名		収納率向上対策事業			部課名		福祉部国保年金課		課長名		八木
					担当者名		山口		内線		2396
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（30年度）		01-07-01			収納率向上対策事業費						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）				☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成		5 年度		根拠		国民健康保険法、荒川区国民健康保険条例・条			
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度		法令等		例施行規則 ほか			
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画	☒ 非計画
行政評価 事業体系		分野		I		生涯健康都市					
		政策		01		生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
		施策		04		健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的		国民健康保険の安定的な財政運営を確保するため、保険料収納の向上を図る。									
対象者等		被保険者（主として保険料滞納者を対象に実施）									
内容		1 平日に来庁できない滞納者に対し、休日にも納付相談の機会を設ける。 2 短期証（年2回発行）の交付・資格証明書の発行による、滞納者への接触機会の拡大を図る。 3 滞納者へ滞納処分（財産調査・差押）を進める。 4 納付案内センター（業務委託）による、滞納者への電話・訪問催告を実施する。									
経過		1 昭和63年 4月 徴収嘱託員制度を導入 2 平成18年 4月 滞納整理専門員を新たに雇用（当初は人材派遣。平成22年度から非常勤職員を雇用） 3 平成25年 4月 条例施行規則改正により口座振替を原則化 4 平成25年 4月 納付案内センターによる訪問催告及び徴収を開始 5 平成25年 7月 ペイジー口座振替受付サービスを開始 6 平成27年 4月 徴収嘱託員制度を廃止し、訪問催告を完全委託化。									
必要性		国民健康保険法第76条において「保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収しなければならない。」と規定されている。									
実施方法		（ ☒ 一部委託）（直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 納付案内センターによる電話及び訪問催告を実施。									
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明		
				27年度	28年度	29年度	30年度 見込み	目標値 (38年度)			
	①	収納率（現年分）（%）			88.05	88.53	88.32	88.60	90.03	見込みは東京都国民健康保険財政安定化支援方針（H29.10）	
	②	収納率（滞繰分）（%）			22.98	28.89	32.31	32.31			
③											
事務事業の分類				分類についての説明・意見等							
30年度		31年度									
重点的に推進		重点的に推進		国民健康保険の財政運営に係る重要な事業である。							

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		71,141	106,631	88,728	95,012	81,228	81,643	85,668
決算額（30年度は見込み）		66,217	85,489	78,161	81,179	70,019	73,133	85,668
実績 の 推移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	保険料収納率（%） 荒川区（現年分）	83.05	84.52	86.51	88.05	88.53	86.32	88.60
	23区平均収納率（現年分）（%）	83.90	84.49	85.00	85.72	85.90	86.30	-
	23区順位（現年分）（位）	14	11	7	6	4	5	-
	保険料収納率（%） 荒川区（滞繰分）	14.76	15.14	17.07	22.98	28.89	32.31	32.31

予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤職員報酬	20,563	報酬	非常勤職員報酬	19,434	報酬	非常勤職員報酬	21,969
職員手当等	時間外勤務手当	1,309	職員手当等	時間外勤務手当	1,356	職員手当等	時間外勤務手当	2,551
共済費	非常勤職員社会保険料等	3,216	共済費	非常勤職員社会保険料等	2,891	共済費	非常勤職員社会保険料等	3,468
旅費	特別旅費	30	旅費	特別旅費	36	旅費	特別旅費	48
需用費	事務用消耗品、印刷製本費	736	需用費	事務用消耗品、印刷製本費	868	需用費	プロボーザル実施評価委員会食糧費、事務用消耗品、印刷製本	1,422
役務費	郵送料	5,620	役務費	郵送料、電話料、財産調査手数料	6,473	役務費	電話料、郵送料、手数料、筆耕翻訳料	9,923
委託料	業務委託（納付案内センター、ページほか）	38,545	委託料	納付案内センター、封入物追加、証更新	42,075	委託料	納付案内センター	46,284

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	56,982	54,460	▲ 2,522	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	44,931	49,452	4,521		国庫支出金	0	2,681	2,681
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	37	33	▲ 4		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	70,261	70,452	191
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	70,261	73,133	2,872
		賞与・退職給与引当金繰入額	2,640	5,868	3,228		行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 34,329	▲ 36,680	▲ 2,351
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	104,590	109,813	5,223		通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 34,329	▲ 36,680	▲ 2,351
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 34,329	▲ 36,680	▲ 2,351		

備考	行政費用では給与関係費が最も多く、次いで物件費が多くなっている。内訳としては郵便料が5,930千円、納付案内センター運営業務委託に40,420千円かかっている。
----	--

問題点・課題	○滞納繰越分を増やさないために現年度の収納率を維持・向上していく必要がある。 ○長期滞納者に対しては、財産調査を行い、差押え等の滞納処分を強化していく。 ○外国人滞納者への対応を強化していく必要がある。
--------	---

問題点・課題の改善策			
	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	長期滞納者へは被保険者間の公平性を確保するために滞納処分を一層強化する。外国人に対する収納対策に取り組む。	催告書の多言語化を進め、外国人に対する収納対策の強化に取り組んだ。	通訳クラウドサービスを活用し、外国人に対する収納対策の強化とともに窓口における納付相談の円滑化を図る。
②	納付案内センターと連携を強化し、業務の拡充を行う事で、滞納処分をさらに推進する。	現年分対策、分納不履行者対策等の連携を強化し、悪質な滞納者に対する滞納処分へ一貫した業務フローを確立した。	区外転居者に対する取組みが遅れていたため、区外転居者に対する訪問催告を実施し、収納対策の強化を図る。
③			外国人滞納者への対応強化の一環として、ネイティブスピーカーによる架電及び訪問実施（委託）を検討していく。

他 区 の 実 施 状 況	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
議 会 質 問 状 況 (要旨)	・平成18年度6月会議「収納率の向上に向けた取り組み」 ・平成24年度6月会議「歳入課の創設、保険料から税への転換」 ・平成29年度6月会議「収納率向上や差し押さえ強化などを奨励するやり方をやめるよう都に求めること」 ・平成29年度2月会議「外国人の収納率等について」								

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-06-29		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	基礎年金事務費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	八木	
			担当者名	中村		内線	2413	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（30年度）	01-01-01		基礎年金事務費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	☒ 昭和 ☐ 平成	34 年度	根拠	国民年金法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律 ほか				
終期設定	☐ 有 ☒ 無	年度	法令等					
実施基準	☒ 法令基準内	☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	20歳以上60歳未満の方（厚生年金加入者等を除く。60歳以上70歳未満は任意加入）が対象となる国民年金への加入をはじめとした国民年金制度に係る各種届出の受付時に、迅速かつ正確な事務処理を行うこと、及び日本年金機構の国民年金業務に関する協力連携業務を行うことによって、区内在住者の年金権確保を図っていくことを事務事業の目的とする。							
対象者等	区内在住者全般（うち、適用事務は20歳以上70歳未満の厚生年金未加入者、年金保険料免除等受付事務は20歳以上60歳未満の第1号被保険者《自営業や学生の方など》を、それぞれ対象とする）							
内容	① 適用事務 国民年金への加入届をはじめとする各種届出書の受理、審査及び日本年金機構への送付事務 ② 給付事務 国民年金制度における各種年金・一時金（老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・死亡一時金など）や老齢福祉年金、特別障害給付金に係る裁定請求書や各種届出書の受付及び日本年金機構への送付事務（※平成28年度以降、07-06-29一般事務費（福祉年金事務）を統合） ③ 国民年金保険料免除等事務 国民年金保険料（30年度は、16,340円/月）の各種免除・猶予制度等に係る申請書の受付及び日本年金機構への送付事務 ④ 広報事務 国民年金制度の周知を目的とした諸事業（区報への記事掲載・ホームページへの情報掲載等）							
経過	昭和34年 4月 国民年金法公布 昭和35年10月 適用事務開始 昭和36年 4月 保険料徴収事務 昭和57年 1月 外国人の適用始まる 昭和61年 4月 全国民を対象とする基礎年金制度の導入 平成 3年 4月 学生の適用開始 平成 9年 1月 基礎年金番号制の導入 平成12年 4月 区の年金事務が国の機関委任事務から法定受託事務へ・学生納付特例制度創設 平成14年 4月 保険料の収納及び第3号被保険者に係る届出受付が国へ移管・半額免除制度創設 平成17年 4月 特別障害給付金制度及び若年者納付猶予制度創設 平成22年 1月 日本年金機構発足							
必要性	国民年金法第12条第1項および第4項、第105条第1項および第4項、同法施行令第1条の2において法定受託事務として、区が行う事業と規定されている。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤 ☒ 非常勤 ☐ 臨時職員 ）							
	届出書、申請書等の受理及び事実の審査を行い、日本年金機構に送付。 日本年金機構との協力・連携のもとに実施している。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度 見込み	目標値 (38年度)	
	①	受給者数（老齢基礎年金等＋障害基礎年金等）（人）	45,927	47,997	47,997	47,997	47,997	国民年金制度による年金等受給者数
	②	被保険者関係届書受付件数（件）	3,621	3,430	3,808	3,808	3,808	国民年金加入届ほか、国民年金被保険者に係る各種届出書受付件数
③	免除等申請書受付件数（件）	10,809	11,155	9,486	9,486	9,486	国民年金保険料に係る免除等の申請書受付件数	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
30年度	31年度							
継続	継続		法定受託事務である。					

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用では給与関係費が多くなっている。

○国民年金保険料免除制度について、平成26年度の法改正により申請可能期間が長くなったことに加え、平成28年7月以降は対象年齢が拡大されたことにより、相談件数が増加傾向にある。

○法定受託事務のため、経費の全額が国により負担されるべきものであるが、交付率が低いために一般財源を投入して事業を実施している。

問題点・課題の改善策

他区の実
施状況

況議 会	・平成19年度9月会議「区として年金制度等の相談体制をとり、社会保険事務所への裁定請求や問い合わせに必要な書類の発行を無料にして便宜を図ることについて」
---------	--

事務事業分析シート（平成30年度）									
No1									
事務事業コード		08-06-30			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		脳ドック受診助成事業（後期高齢者）			部課名		福祉部国保年金課		課長名
					担当者名		尾内		内線
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-02-01		脳ドック受診助成事業					
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☒ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業		
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成		30年度		根拠		荒川区脳ドック受診助成事業補助金要綱	
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度		法令等			
実施基準		☐ 法令基準内		☐ 都基準内		☒ 区独自基準		計画区分 ☐ 計画 ☒ 非計画	
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市					
		政策		01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
		施策		04 健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的		脳卒中など脳の疾患は、自覚症状がなく、突然、発症するケースが多く、一度、発症すると重度の後遺症や死亡に至る深刻な結果を引き起こす。そこで、保健事業の一環として被保険者の健康の増進のため、脳ドック受診に係る経費を補助する。							
対象者等		・後期高齢者医療制度の被保険者 ・現年度から前々年度まで保険料を完納している世帯の被保険者							
内容		・脳ドック受診費用の1/2額とし、2万円を限度とする。 ・2か年を連続して助成を受けることはできない。							
経過		平成23年7月1日から、国民健康保険制度により合同実施していたが、平成30年度から後期高齢者分を分けて実施。							
必要性		・年々増加する医療費を抑制するため、脳疾患の早期発見、予防を図るにあたり、脳ドックの受診に関わる経費を助成することで、受診を促進させる必要がある。							
実施方法		☐ 1直営 ☐ 直営の場合 ☒ 常勤 ☒ 非常勤 ☐ 臨時職員 申請受付→審査→助成決定→受診を証明する書類受理→審査→助成							
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移				指標に関する説明	
				27年度	28年度	29年度	30年度見込み		
	①	脳ドック受診助成者数(人)				20	20		
	②								
③									
事務事業の分類				分類についての説明・意見等					
30年度		31年度							
推進		推進		被保険者の健康増進のため、保健事業を推進する。					

予算・決算額等の推移			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額								－	404
決算額（30年度は見込み）								－	404
実績 の 推 移	事項名（30年度は見込み）		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	脳ドック助成金利用者（人）								20
予算・決算の内訳									
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
						役務費	郵送料（決定通知）	4	
						負担金補助等	脳ドック助成金	400	

		勘定科目			28年度	29年度	差額			勘定科目			28年度	29年度	差額
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費			0		行政収入	地方税							
		物件費						国庫支出金							
		維持補修費						都支出金							
		扶助費						分担金及び負担金							
		補助費等						使用料及び手数料							
		減価償却費						その他							
		不納欠損・貸倒引当金繰入額						行政収入合計(a)	0	0		0			
		賞与・退職給与引当金繰入額			0			行政収支差額(a)-(b)=(c)	0	0		0			
		その他行政費用						金融収支差額(d)							
		行政費用合計(b)		0	0	0		通常収支差額(c)+(d)=(e)	0	0		0			
特別費用(g)					特別収入(f)										
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	0	0		0						

備考

問題点・課題

○利用者は20人程度を見込んでいる。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①			
②			
③			

他区の実施状況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)	人間ドックについては、千代田区、台東区、26年度からは品川区で実施しているが、脳ドックの受診助成をする区はない。健康保険組合、共済組合等では、同種の事業を実施している保険者が多い。
議会要質問状況		

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-06-31		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	歯科健康診査事業費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	八木	
			担当者名	尾内		内線	2391	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（30年度）	01-03-01	歯科健康診査事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業 （ ☒ 30年度 ☐ 29年度 ） ☐ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業							
開始年度	☐ 昭和 ☒ 平成	30 年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則				
終期設定	☐ 有 ☒ 無	年度	法令等					
実施基準	☒ 法令基準内	☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	区内の75歳年齢到達者に対して歯科健康診査を実施し、健康寿命の延伸を図る。							
対象者等	区内の委託歯科医療機関に出向いて健診を受けることのできる、区内の75歳の後期高齢者医療制度被保険者。							
内容	口腔機能の低下を予防し、被保険者の健康の維持・増進を図る。 ①健診内容 問診、口腔内検査、健診結果の判定、結果の通知・説明と結果に基づく指導 ②実施方法 区市町村が歯科健康診査を実施（歯科医師会への委託を含む）し、補助金交付申請及び実施報告を行い、それを受けて都広域連合が一部を補助する。1件1,120円							
経過	平成7～16年度 保健所にて、がん予防・健康づくりセンターでの誕生日健診時に40・45歳を対象に成人歯科検診を実施。 平成17～19年度 保健所にて、誕生日健診で歯周疾患事業として対象年齢を拡大（40・50・60歳へ）して実施。70歳の対象者は、区内歯科医療機関で委託して実施。 平成21年度 保健所にて、対象年齢を拡大（40・45・50・55・60・65・70歳へ）して実施。40・50・60・70歳は直営と委託の選択制。45・55・65歳は委託。 平成23年度 福祉部高齢者福祉課にて口腔保健の教室実施。							
必要性	歯科健診を行うことで、後期高齢者の健康づくりへの意識を高め、健康を維持・増進し、QOL（生活の質）の維持・確保ができ、また医療費の軽減にもつながる。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員 ） 1区は受診券と案内を送付し区報などで歯科健診事業の周知を図る。2健診の結果について歯科医から説明する。3歯科相談など対象者が利用できる高齢者福祉課の講習会の案内を実施する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度 見込み		目標値 (38年度)
	①	歯科健診受診者数				118	118	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
30年度	31年度							
推進	推進	後期高齢者の歯科健診は口腔機能を保つことにより、高齢者の健康寿命の延伸を図ることができる。						

(単位：千円)

問題点・課題

①

他区の事例
施状況

況（要旨）